

# 熊谷市バリアフリー基本構想 (案)



平成26年2月

熊谷市

# 目次

## 第1章 基本構想策定の背景と目的

- 1-1 基本構想策定の背景と目的 . . . . . 1
- 1-2 バリアフリー法の概要 . . . . . 2
- 1-3 基本構想策定の方針 . . . . . 5
  - (1) 基本構想の位置づけ . . . . . 5
  - (2) 目標年次 . . . . . 6
  - (3) 策定体制と策定の進め方 . . . . . 6

## 第2章 熊谷市の現状と課題

- 2-1 人口等の推移 . . . . . 8
- 2-2 アンケート調査からみるバリアフリー化の必要性 . . . . . 9
- 2-3 旧基本構想の成果と課題 . . . . . 10
- 2-4 まちづくりの方向性 . . . . . 12

## 第3章 熊谷市におけるバリアフリー化の基本的な考え方

- 3-1 基本理念・目標 . . . . . 22
- 3-2 目標実現に向けた基本方針 . . . . . 24
- 3-3 バリアフリー化の進め方 . . . . . 25
  - (1) 重点整備地区のバリアフリー化 . . . . . 25
  - (2) 全市的なバリアフリー化 . . . . . 26

## 第4章 熊谷駅周辺重点整備地区基本構想

- 4-1 重点整備地区の基本的な方針 . . . . . 27
- 4-2 重点整備地区の位置及び区域 . . . . . 28
  - (1) 生活関連施設の設定 . . . . . 29
  - (2) 生活関連経路の設定 . . . . . 32
  - (3) 重点整備地区の区域の設定 . . . . . 33
- 4-3 重点整備地区の課題 . . . . . 37
- 4-4 バリアフリー化に関する事項 . . . . . 39
  - (1) 各施設のバリアフリー整備方針 . . . . . 39
  - (2) 事業者間の連携 . . . . . 50
  - (3) 心と情報のバリアフリー . . . . . 50

4-5	特定事業等の内容	51
(1)	公共交通特定事業	52
(2)	道路特定事業	56
(3)	交通安全特定事業	62
(4)	建築物特定事業	62
(5)	路外駐車場特定事業	62
(6)	都市公園特定事業	63
(7)	その他の事業	65
4-6	重点整備地区における今後の課題	66
(1)	熊谷駅周辺の交通体系の検討	66
(2)	自転車通行環境の更なるネットワーク化	66
(3)	民間事業者に対するバリアフリー化推進の働きかけ	66
<b>第5章 全市的なバリアフリー化に向けた取組</b>		
5-1	ソフト施策の実施	67
(1)	高齢者・障害者・子育て世代等への理解促進に向けた取組	67
(2)	高齢者・障害者・子育て世代等の移動や施設利用の手助けに向けた取組	68
(3)	高齢者・障害者・子育て世代等の移動や施設利用を妨げないための取組	69
5-2	ハード施策の実施	70
(1)	都市基盤整備とあわせたバリアフリー化の実施	70
(2)	公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の実施	70
<b>第6章 バリアフリー化の推進</b>		
6-1	特定事業計画の作成及び特定事業の実施	71
6-2	基本構想の推進・管理体制	72
6-3	市民、関係事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進	73
<b>付属資料</b>		
付-1	熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱	74



# 第1章 基本構想策定の背景と目的

## 1-1 基本構想策定の背景と目的

我が国では近年、急速な高齢化と少子化による人口減少社会への対応が重要な課題となっています。また、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人々が生きがいのある生活をおくれるよう、社会活動への参加や自己実現を支援するための施策が求められています。

本市では、急速に進行する高齢化に対応して、高齢者・身体障害者等が支障なく行動できるまちづくりを推進することを目指し、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）に基づく「熊谷市交通バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という）を平成14年3月に策定し、旅客施設及び車両、駅前広場、駅周辺の道路・信号機などのバリアフリー<sup>1</sup>化を進めてきました。

また、公共施設をはじめとする建築物については、平成6年制定（平成14年改定）の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）や、平成7年制定（平成16年改定）の「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化を進めてきました。

このような中、更に加速する少子高齢化への対応や、高齢者・障害者等をはじめとしたあらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められていることから、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が平成18年12月に施行されました。この法律では、対象者や対象施設が拡充するとともに、ハード<sup>2</sup>整備だけではなくソフト<sup>3</sup>施策が充実されるなど、高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

本市では、旧基本構想の目標年次を迎えたことをうけ、旧基本構想の取組を評価するとともに、法体系の見直しや超高齢社会<sup>4</sup>への対応など社会情勢の変化等を踏まえ、バリアフリー法に基づく「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定します。

### 本市のバリアフリーシンボルマーク

…心と心が通い合い、平坦な場所（バリアフリーが施された場所）で活動する様子が表現されています。



<sup>1</sup> バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去。

<sup>2</sup> ハード：道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

<sup>3</sup> ソフト：考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。

<sup>4</sup> 超高齢社会：総人口に対する65歳以上の人口の割合が21%以上の社会。

## 1-2 バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境整備を目指しており、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場<sup>5</sup>、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者・障害者等が利用する施設が集積した地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

バリアフリー法では、身体障害者のみならず知的・精神・発達障害者などを含むすべての障害者が対象となり、対象施設についても路外駐車場と都市公園が新たに加わるほか、交通機関に福祉タクシー車両<sup>6</sup>が追加されました。

また、駅がない地域における重点整備地区の指定が可能となり、基本構想策定の際における当事者参画による利用者視点の反映が義務化されました。

更に、ソフト施策の充実を念頭に、「スパイラルアップ<sup>7</sup>」の導入や「心のバリアフリー」の促進に関する内容が新たに盛り込まれました。

表 1. バリアフリー法に盛り込まれた新たな内容

① 象者の拡充	・身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、すべての障害者が対象
② 対象施設等の拡充	・バリアフリー化の対象として路外駐車場、都市公園、福祉タクシー車両を追加
③ 基本構想制度の拡充	・重点的にバリアフリー化を進める対象エリアを旅客施設を含まない地域まで拡充
④ 基本構想策定の際の当事者参加	・基本構想策定時の協議会制度を法定化 ・住民などからの基本構想作成提案制度を創設
⑤ ソフト施策の充実	・関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入 ・国民一人ひとりが高齢者、障害者等が感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進

<sup>5</sup> 路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

<sup>6</sup> 福祉タクシー車両：身体障害者や介護の必要な高齢者の移動のために、車いすやベッドのまま乗降車できる装備などのあるタクシー車両。

<sup>7</sup> スパイラルアップ：計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

表2. バリアフリー法の概要

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

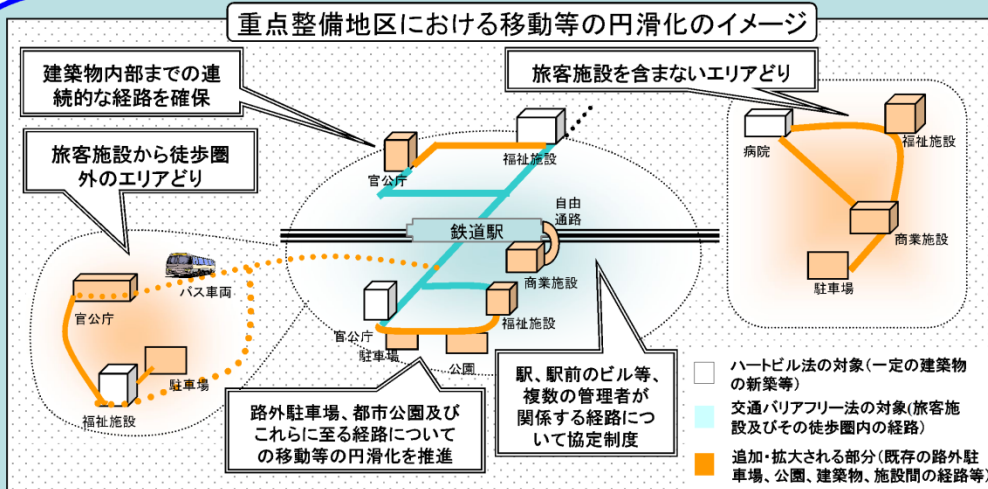


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



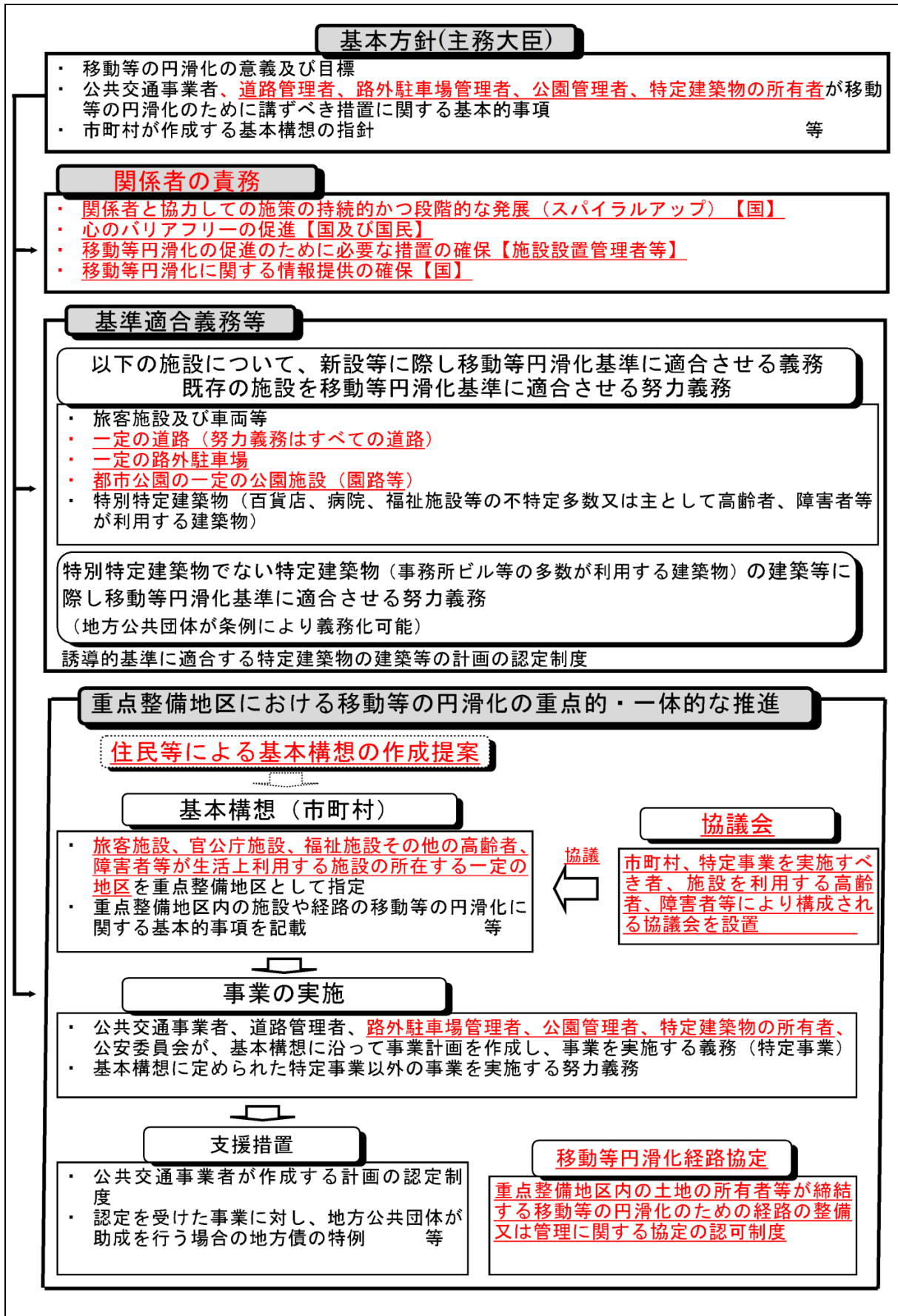
○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」

表3. バリアフリー法の基本的枠組み



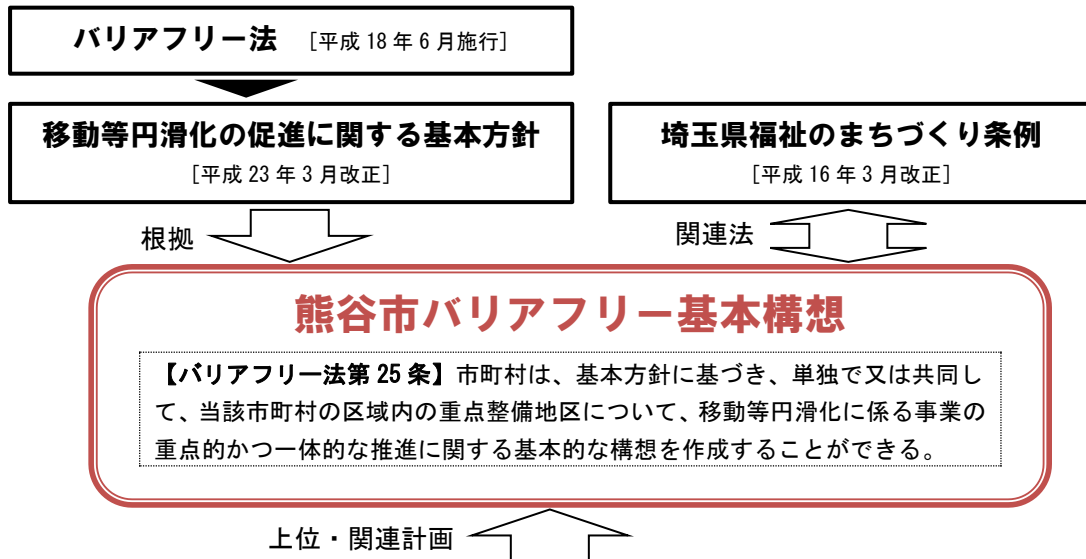
出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み（スキーム図）」



## 1-3 基本構想策定の方針

### (1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、「まちづくり埼玉プラン」（埼玉県）や「熊谷市総合振興計画基本構想」等の上位・関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するものです。



<p style="text-align: center;"><b>熊谷市総合振興計画基本構想</b> [平成20年3月策定]</p> <p>将来都市像の『川と川 環境共生都市 熊谷』に基づき、「便利で快適な人にやさしいまち」など10の施策大綱と、それぞれの基本的な方針を定めています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>熊谷市総合振興計画基本構想 後期基本計画</b> [平成25年3月策定]</p> <p>熊谷市総合振興計画基本構想の実現に向けた政策とリーディング・プロジェクトとが定められ、「施策31人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる」の具体的な事業として本基本構想の策定が位置づけられています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2次熊谷市地域福祉計画（素案）</b> [平成26年3月策定予定]</p> <p>地域福祉を推進するための基本指針を示したもので、基本施策の1つに「人にやさしいまちづくり」を定め、外出支援の推進やユニバーサルデザインの普及に関する取組が位置づけられています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>熊谷市高齢社会対策基本計画</b> [平成24年3月策定]</p> <p>高齢者が健康で生きがいを持ち、適切なサービスが受けられる社会の実現に向けて策定され、主要施策には「高齢者にやさしいまちづくりの推進」としてバリアフリー整備の促進等が位置づけられています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>熊谷市障がい者計画</b> [平成24年3月策定]</p> <p>障害福祉の基本方向を示すもので、施策には、障害者への理解促進や福祉教育の充実や、生活空間や公共建築物のバリアフリー整備に関する取組み等が位置づけられています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>熊谷市障がい福祉計画</b> [平成24年3月策定]</p> <p>今後必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために策定され、具体的な方策には、「コミュニケーション支援事業」など障害者の外出や施設利用を促進するための事業等が位置づけられています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>熊谷市地域公共交通総合連携計画</b> [平成23年3月策定]</p> <p>本市における公共交通を総合的かつ一体的に推進するための事業等を定めており、公共交通情報等の提供・充実、バス車両のバリアフリー化等に関する事業が位置づけられています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>都市再生整備計画 熊谷市中心市街地地区</b> [平成25年3月策定]</p> <p>熊谷駅を中心とする中心市街地地区をより便利で快適なまちにするため、都市再生特別措置法に基づき策定したもので、道路環境の整備や歩行者ネットワークの構築など基幹事業に位置づけられています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>熊谷市都市環境改善基本計画</b> [平成22年10月策定]</p> <p>主に中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化等の施策を定めており、安全・便利・快適な歩行空間や自転車利用環境の確保に関する事業が位置づけられています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>まちづくり埼玉プラン（埼玉県）</b> [平成20年3月策定]</p> <p>本プランはこれからの都市計画の指針となるもので、コンパクトなまちの実現として、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることとしています。</p>

図1. 熊谷市バリアフリー基本構想の位置づけ

## (2) 目標年次

本基本構想の目標年次は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）にあわせて**平成32年度**に設定し、位置づけた事業等については目標年次までに達成することを目指します。

## (3) 策定体制と策定の進め方

基本構想の策定にあたっては、学識経験者や利用者（福祉団体、自治会等）、関係事業者（特定事業者、その他の事業者、庁内関係部署等）など様々な関係者の協力のもと、熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会と2つの作業部会（市民部会、事業者部会）による体制を基本として、利用者と関係事業者間の協議・調整や合意形成を図りながら検討を進めました。

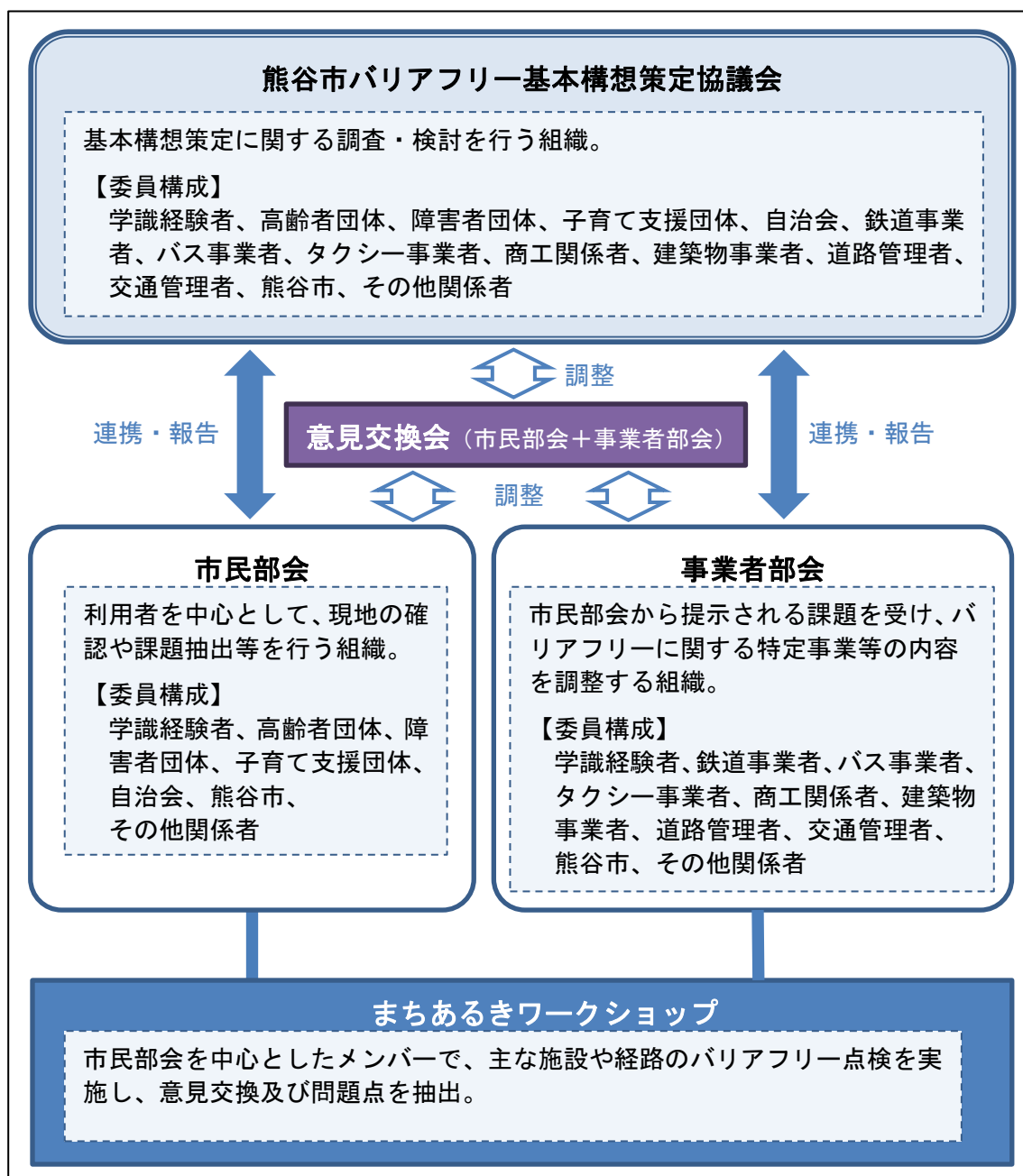


図2. 熊谷市バリアフリー基本構想の策定体制

基本構想策定の進め方は以下の通りです。

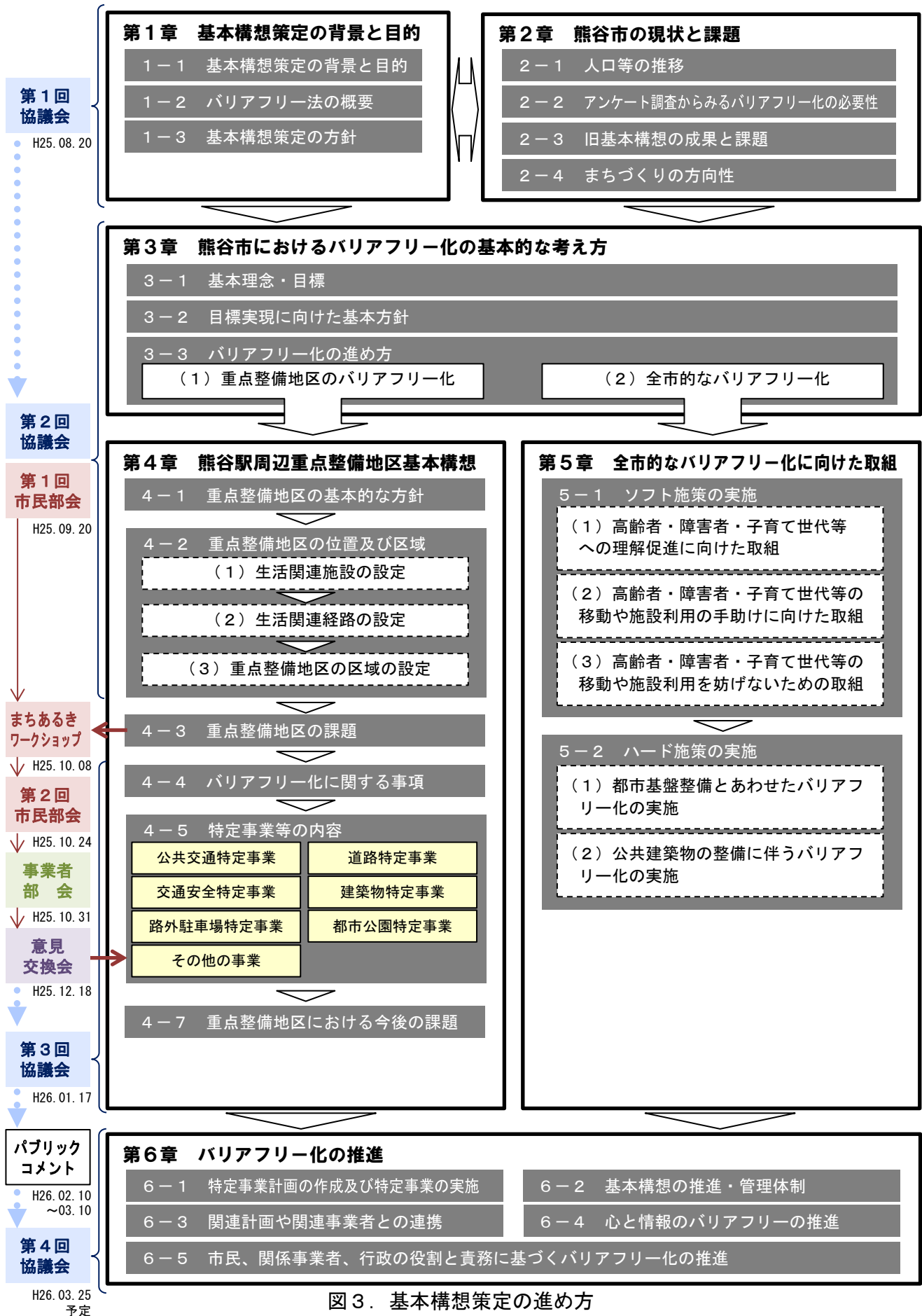


図3. 基本構想策定の進め方

# 第2章 熊谷市の現状と課題

## 2-1 人口等の推移

### <人口・高齢化率>

本市の人口は、平成26年1月1日現在で202,155人となっており、減少傾向で推移しています。一方、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は年々増加しており24%を超えています。また、外国人の人口は2,590人となっており、人口総数のおよそ1%を占めています。

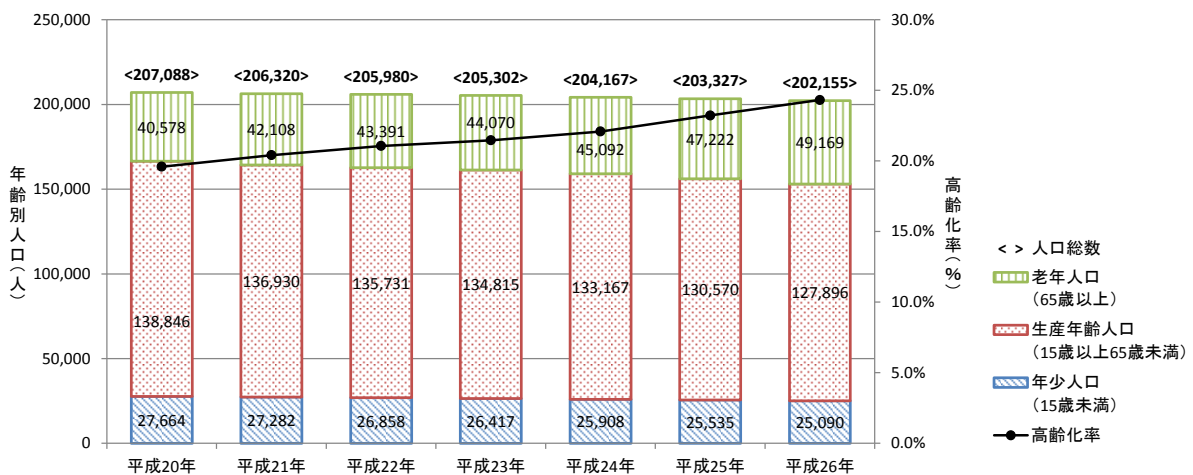


図4 熊谷市の年齢別人口と高齢化率（各年1月1日） 参考：熊谷市統計書

### <障害者数>

各障害者手帳所持者数は、平成24年度末で身体障害者手帳所持者数が6,158人、療育手帳所持者数（知的障害者）が1,248人、精神障害者保健福祉手帳保持者数が821人となっており、身体障害者は横ばい、知的障害者及び精神障害者は微増傾向にあります。

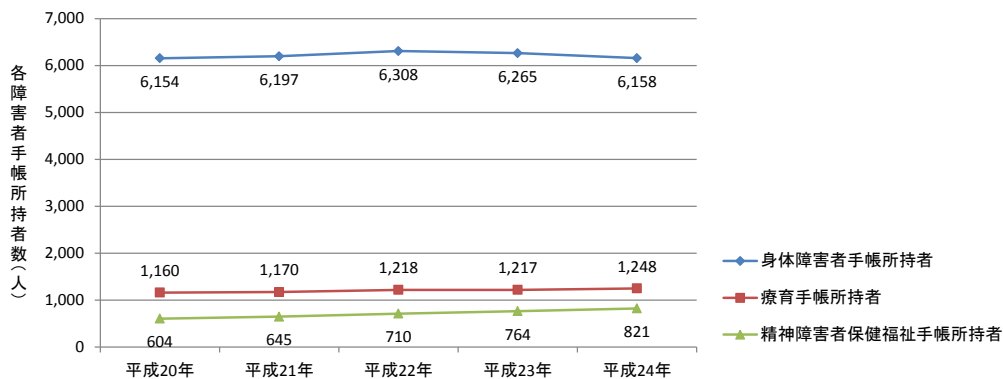


図5 熊谷市の各障害者手帳所持者数（各年度末）

参考：埼玉県総合リハビリテーションセンター・埼玉県立精神保健福祉センター

### ▼基本構想策定に向けた課題

○更なる高齢化の進展や障害者の高齢化に応じた対策を講じる必要があります。

## 2-2 アンケート調査からみるバリアフリー化の必要性

### <平成22年度 熊谷市民意識調査>

#### 調査の概要

調査地域：熊谷市全域

調査対象：市内居住の満20歳以上の男女（無作為） 3,000人  
平成22年度市政モニター 30人

調査期間：平成22年11月1日～11月15日

有効回収数：2,011票（回収率66.4%）

本調査は、市民意識の動向と現在の市民の多様なニーズを把握し、市民の意向を反映させた市政運営を行うための基礎資料を得ることを目的に実施されました。調査結果より以下のことが示されています。

- 「ユニバーサルデザイン<sup>8</sup>によるまちづくりが進んでいない」と感じる市民が77.5%と非常に多い。
- 「高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を望ましい熊谷市の将来像に選ぶ市民が49.9%と選択項目のうち最も多い。

### <平成24年度 市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査>

#### 調査の概要

調査地域：熊谷市全域

調査対象：市内居住の満18歳以上の男女（無作為） 3,000人  
調査期間：平成25年2月中旬

有効回収数：1,043票（回収率34.8%）

本調査は、熊谷市総合振興計画で位置づけているまちづくりに関して、その進み具合を測るための“ものさし”である成果指標について、現状を把握することを目的に実施されました。調査結果より以下のことが示されています。

- 「高齢者が元気に暮らせる環境をつくる」や「障害者が暮らしやすい環境をつくる」、「楽しく子育てできる環境をつくる」といった施策は、約85%が重要であると感じている。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合は、目標値が30%であるのに対し、年々減少しており、平成24年度は15.1%である。

#### ▼基本構想策定に向けた課題

- ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する実践的な取組を推進する必要があります。
- 高齢者・障害者・子育て世代等が安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

<sup>8</sup> ユニバーサルデザイン：障害の有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。

## 2-3 旧基本構想の成果と課題

本市では、平成14年3月に交通バリアフリー法に基づく旧基本構想を策定し、熊谷駅及び籠原駅を中心とした2つの重点整備地区において、平成22年（一部平成16年）を目標年次として事業を推進してきました。

平成18年11月には、障害者団体や警察、道路管理者、交通事業者の参加による整備状況の点検（交通バリアフリー再点検）を行い、事業の中間評価を実施しました。

### <熊谷駅周辺地区における特定事業の実施状況>

公共交通特定事業は、JR熊谷駅及び秩父鉄道熊谷駅について概ね整備が完了し、路線バスについても、低床バス車両の導入が順次進んでいます。

道路特定事業は、特定経路<sup>9</sup>の約90%の区間でバリアフリー化が進み、歩道の幅員や平坦性の確保及び視覚障害者誘導用ブロック<sup>10</sup>の設置が実施されています。また、熊谷UDブロック<sup>11</sup>の普及も進み、地区内の59箇所の交差点に設置されています。その一方で、熊谷駅正面口から東口を結ぶ市道80541号線や北大通線・星川通線の一部区間で事業が未着手であるほか、国道17号と熊谷停車場線等の交差点では、歩道橋により歩道の幅員が十分に確保されていない箇所も見受けられます。



写真1. 熊谷UDブロック

交通安全特定事業は、高齢者や障害者に対応した信号機の改良が、特定経路内のほぼ全箇所で完了しています。

### <籠原駅周辺地区における特定事業の実施状況>

公共交通特定事業や交通安全特定事業は、熊谷駅周辺地区と同様に旧基本構想に基づくバリアフリー整備が進み、熊谷UDブロックの普及は区画整理事業等の進捗にあわせて順次進んでいます。

道路特定事業について、JR高崎線の北側は、「籠原中央第一土地区画整理事業」が進行中であり、区画整理事業の進捗とあわせて道路のバリアフリー整備を実施しています。一方、JR高崎線の南側は、「籠原中央第二土地区画整理事業」が旧基本構想策定段階で既に事業が着手されていたことから、歩道幅員は確保されているものの、視覚障害者誘導用ブロックの設置や横断歩道等接続箇所での平坦部の確保が十分ではなく、更新時期にあわせて整備を進めていく必要があります。

<sup>9</sup> 特定経路：特定旅客施設と「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」との間の経路として、交通バリアフリー基本構想の中で位置づけられた経路。

<sup>10</sup> 視覚障害者誘導用ブロック：視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材のこと。

<sup>11</sup> 熊谷UDブロック：車いす使用者に必要な平坦性と視覚障害者に必要な歩車道の判別性を兼ね備えた製品。車いすのタイヤが通る部分にスロープ状の溝を2箇所設け、段差0cmと段差2cmを1つにした形状のもの。

▼基本構想策定に向けた課題

- 旧基本構想に位置づけた特定事業のうち、未着手の事業は早期の対応を検討し、継続実施の事業は今後も引続き事業の推進を図る必要があります。
- 事業が実施された箇所の整備状況を確認し、事業の再設定の必要性や適切な維持管理の推進を検討する必要があります。
- 旧基本構想で長期的な課題として整理した“筑波交差点のバリアフリー化”や“自転車通行環境の整備”等について再度対応を検討する必要があります。

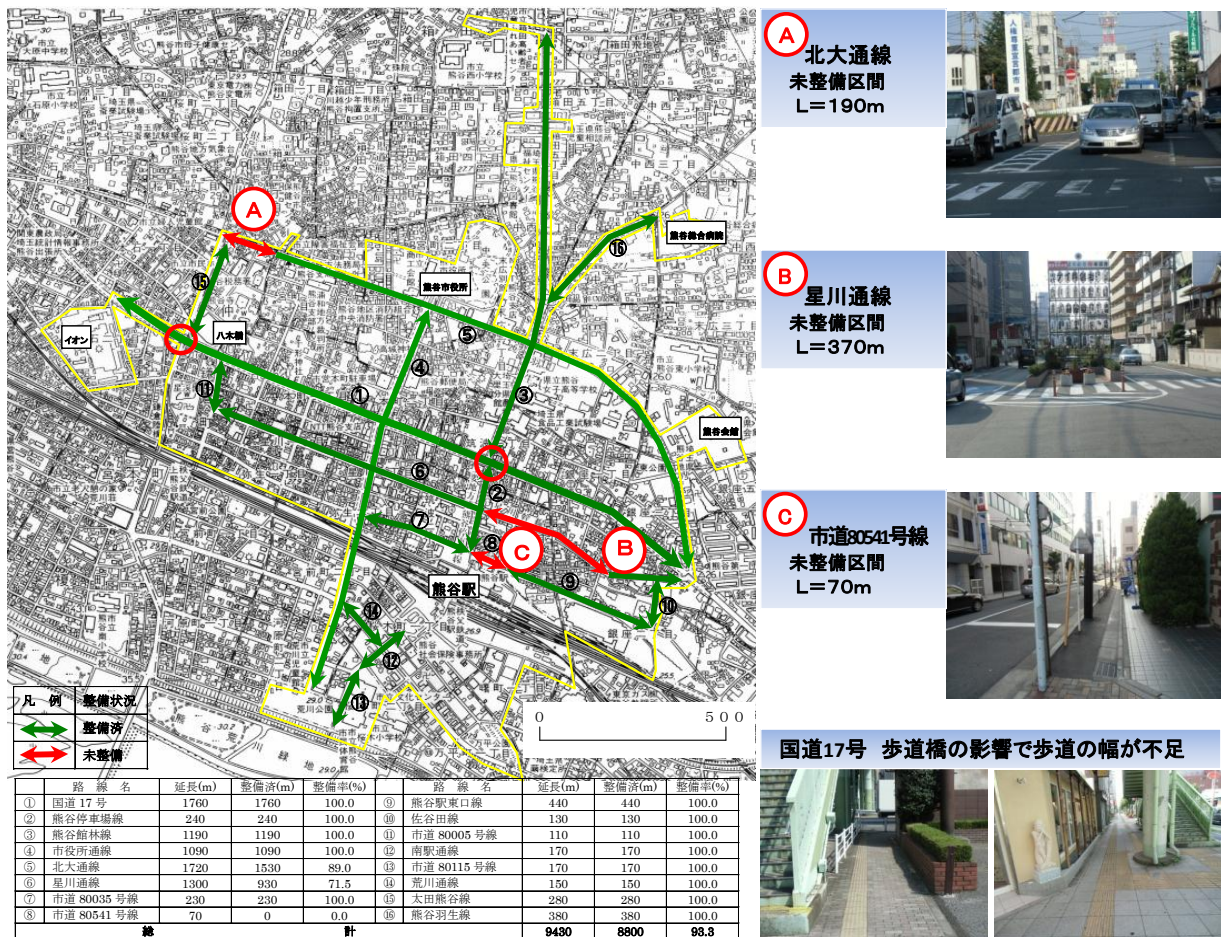


図6 旧基本構想における道路整備状況と課題

## 2-4 まちづくりの方向性

### <熊谷市総合振興計画基本構想>

本計画は、市の将来都市像を描き、目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定め、市民と行政との協働により総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的としています。

「便利で快適な人にやさしいまち」などを含む9つの政策とリーディング・プロジェクトを位置付け、それぞれの基本的な方針を定めています。

熊谷市総合振興計画基本構想			
策定年月	平成20年3月	目標年度	平成29年度
主な内容	<p><b>■将来都市像</b> 『川と川 環境共生都市 熊谷』</p> <p><b>■施策の大綱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 魅力ある郷土をほこれるまち</li> <li>2 市民と行政が協働するまち</li> <li>3 みんなで創る安全なまち</li> <li>4 だれもが安心して健康に暮らせるまち ⇒高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境、楽しく子育てできる環境をつくるために、自立した個人が地域住民として連帯し、支え合い、助け合うことでだれもが安心して暮らせるまちをつくります。</li> <li>5 自然の豊かさがあふれるまち</li> <li>6 活力ある産業が育つまち</li> <li>7 便利で快適な人にやさしいまち ⇒県北最大の都市にふさわしい都市基盤整備や、美しい景観形成を図るとともに、バリアフリーを一步進めたユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしい住みよいまちをつくります。</li> <li>8 地域に根ざした教育・文化のまち</li> <li>9 効率的でわかりやすい行財政</li> <li>10 リーディング・プロジェクト</li> </ol>		



<熊谷市総合振興計画基本構想 後期基本計画>

本計画は、熊谷市総合振興計画前期基本計画を継承するとともに、引き続き将来都市像である『川と川 環境共生都市 熊谷』の実現に向けて、9つの政策とリーディング・プロジェクトを位置づけています。

第7章の便利で快適な人にやさしいまちには、「人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる」「公共交通を充実する」など施設等の一体的なバリアフリー整備に関する事業が位置づけられています。また、第8章の地域に根ざした教育・文化のまちには、学校における心のバリアフリー教育やノーマライゼーション教育に関する事業が位置づけられています。

熊谷市総合振興計画基本構想 後期基本計画			
策定年月	平成25年3月	計画期間	平成25年度～29年度
主な内容	<p><b>■バリアフリー施策に関連する事項</b></p> <p><b>○第7章 便利で快適な人にやさしいまち</b></p> <p><b>施策31：人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる</b> ⇒すべての人が利用しやすく、住みやすいまちづくりを進めます。また、熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基本構想策定に向けて検討します。</p> <p><b>施策34：公共交通を充実する</b> ⇒駅舎や車両のバリアフリー化を進めるとともに、地域や利用者の視点から公共交通相互の連携や停留所の増設等、運行方法についての見直しを地域公共交通会議において協議し、地域、事業者及び行政で協働し進めていきます。</p> <p><b>○第8章 地域に根ざした教育・文化のまち</b></p> <p><b>施策41：たくましく心豊かな子どもを育てる</b> ⇒障害のある人もない人も、共に生きる社会を実現するため、学校における「心のバリアフリー」をはぐくむ教育や、障害のある児童生徒に「社会で自立できる自信と力」をはぐくむ教育により、ノーマライゼーション教育を推進します。</p>		

<第2次熊谷市地域福祉計画（素案）>

本計画は、平成21年3月策定の第1次計画の最終年度を迎えたことから、これまでの取組を見直すとともに、新たな住民ニーズを踏まえ、地域と市及び社会福祉協議会が連携、協働して「地域福祉」を推進するための基本指針を示したものです。

基本施策の1つに「人にやさしいまちづくり」が定められており、外出支援の推進やユニバーサルデザインの普及に関する取組が位置づけられています。

第2次熊谷市地域福祉計画（素案）			
策定年月	平成26年3月（予定）	計画期間	平成26年度～30年度
主な内容	<p><b>■基本理念</b> 人から人へ 心つながる共生都市 くまがや ～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～</p> <p><b>■基本目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民参加による地域福祉の推進</li> <li>2 地域ネットワークによる支え合いの構築</li> <li>3 福祉サービスの適切な利用の推進</li> <li>4 安全で安心できる生活環境の実現</li> </ol> <p><b>■バリアフリー施策に関連する事項</b></p> <p><b>4（4）人にやさしいまちづくり</b></p> <p><b>①外出支援の推進</b></p> <p><b>地域が取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能な交通手段の把握に努めましょう。</li> </ul> <p><b>市が取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議により、公共交通全般の充実を図ります。</li> <li>・ゆうゆうバスの利用を促進します。</li> <li>・福祉タクシー事業等により、外出が困難な方への支援を行い、社会参加と自立を促進します。</li> </ul> <p><b>社会福祉協議会が取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすの貸出事業</li> <li>・リフト付自動車運行事業</li> </ul> <p><b>②ユニバーサルデザインの普及</b></p> <p><b>地域が取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道は誰もが安全に通行できるよう、看板や自転車などを置かないようにしましょう。</li> <li>・民間施設においてもユニバーサルデザインを導入し、心のバリアフリーを目指しましょう。</li> </ul> <p><b>市が取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊谷市バリアフリー基本構想」に基づき、道路・建築物・公共交通施設等の特定事業の整備促進や心のバリアフリーの推進を図ります。</li> <li>・すべての市民が安全で快適に活動できるよう、ユニバーサルデザインを視野に入れたまちづくりを推進します。</li> </ul> <p><b>社会福祉協議会が取り組むこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅福祉サービス備品等の貸出事業</li> <li>・福祉体験教室</li> </ul>		

<熊谷市高齢社会対策基本計画>

本計画は、社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、前期計画を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とし、高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、社会の支援が必要となったときに適切なサービスが受けられる社会づくりの実現に向け、計画的に推進するために策定されました。

主要施策の中には、「高齢者にやさしいまちづくりの推進」としてバリアフリー整備の促進やユニバーサルデザインの導入に関する取組が位置づけられています。また、「福祉意識の醸成」として福祉に関する理解促進を図るための福祉教育の推進などに関する取組も位置づけられています。

熊谷市高齢社会対策基本計画			
策定年月	平成24年3月	計画期間	平成24年度～26年度
主な内容	<p><b>■熊谷市が目指す高齢社会の将来像</b> 『いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや』</p> <p><b>■基本理念</b> 健康と生きがい／生涯現役／自立と選択／支え合い・連携</p> <p><b>■基本目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康で生きがいの持てるふれあいのあるまちをつくる</li> <li>2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる</li> <li>3 あたたかい心の通うまちをつくる</li> <li>4 安全で快適に暮らせるまちをつくる</li> <li>5 心豊かなシニアライフを送ることができるまちをつくる</li> </ol> <p><b>■バリアフリー施策に関連する事項</b></p> <p><b>3-1 福祉意識の醸成</b></p> <p><b>(1) 福祉教育の充実</b> 各小中学校が社会福祉協力校として、社会福祉体験を教育課程に位置づけるなど、積極的な福祉教育の充実と推進を図ります。また、様々な高齢者を題材とする教材の学習をとおして、意図的、計画的に高齢者への理解を深め、高齢社会への関心を高めていきます。</p> <p><b>4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進</b></p> <p><b>(1) 人にやさしい道路や公園等の整備</b> 高齢者等が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保を図るため、歩道の通行を阻害する放置自転車の撤去や、自転車専用道路の整備等により、交通安全に配慮するなど交通環境の整備を進めます。</p> <p><b>(2) 交通手段の確保</b> 熊谷市地域公共交通総合連携計画に基づき、本市における公共交通を総合的かつ一体的に推進します。また、民間バス路線との共存等、事業者に対しニーズに応じた路線系統の見直し等を要望します。</p> <p><b>(3) 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入促進</b> 既存の公共施設については、段差の解消やエレベーター、スロープ、手すりの設置などを進めます。また、公益性の高い施設の新築にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」に基づいてユニバーサルデザインの導入を促進します。</p>		

＜熊谷市障がい者計画＞

本計画は、本市の障害福祉の基本方向を示す「障がい者計画」の中間期の見直しを行ったもので、法改正等の状況を踏まえ『市民、地域、企業、行政がそれぞれ連携しながら福祉施策の推進を図る』との基本的な姿勢を継承しつつ、障害のある人が地域の中でともに生きる「共生社会」の実現を目指しています。

各施策の中には、「福祉の環境づくり」として障害者への理解促進や福祉教育の充実に関する取組や、「みんなにやさしいまちづくり」として生活空間や公共建築物のバリアフリー整備に関する取組み等が位置づけられています。

熊谷市障がい者計画			
策定年月	平成24年3月	計画期間	平成19年度～28年度
主な内容	<p>■基本理念 『ともに生き、ともに暮らせるまちづくり』</p> <p>■基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 心かようやさしいまちづくり</li> <li>2 いきいき暮らすまちづくり</li> <li>3 すこやかに育むまちづくり</li> <li>4 生きがいのあるまちづくり</li> <li>5 安心・安全のまちづくり</li> </ol> <p>■バリアフリー施策に関連する事項</p> <p>1-2 福祉の環境づくり</p> <p>1. 理解と交流の促進 広報活動の充実や交流環境の充実を図るとともに、障害者への理解を深めるための施策を推進します。</p> <p>2. 福祉教育の充実 障害者施設の訪問や車いすの体験などを通して、命の尊厳や障害者への思いやりの心を学ばせるなど、幼稚園、保育所、学校において福祉教育を充実するよう働き掛けていきます。</p> <p>5-1 みんなにやさしいまちづくり</p> <p>1. 生活空間の整備 住みやすいまちを総合的に推進するとともに、歩道の整備や交通環境の整備を推進します。また、商店街に対して陳列方法や販売方法などソフト面の充実を要望していきます。</p> <p>2. 公共建築物の整備 公共施設や交通ターミナル施設のバリアフリー整備を推進します。</p> <p>5-2 移動しやすい環境の整備</p> <p>1. 交通機関の利用促進 ノンステップバスやわかりやすい案内表示装置、音声案内の導入などを関係機関に要請していきます。</p> <p>2. 移動手段・外出支援の充実 福祉タクシー制度等により支援するとともに、移動支援事業や安全な、福祉有償運送を推進します。</p>		

<熊谷市障がい福祉計画>

本計画は、第二期熊谷市障がい福祉計画の計画期間が平成23年度に満了となり、今後も障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために策定したものです。

具体的な方策の中には、「コミュニケーション支援事業」など障害者の外出や施設利用を促進するための事業等が位置づけられています。

熊谷市障がい福祉計画			
策定年月	平成24年3月	計画期間	平成24年度～26年度
主な内容	<p><b>■基本理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の自己決定と自己選択の尊重</li> <li>○市を主体とする仕組みと三障がいの制度の一元化</li> <li>○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備</li> </ul> <p><b>■基本方向</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設、病院から地域生活への移行を推進</li> <li>2 サービス提供体制の充実</li> <li>3 就労支援の強化</li> <li>4 相談支援の提供体制の確保等</li> </ol> <p><b>■バリアフリー施策に関連する事項</b></p> <p><b>○コミュニケーション支援事業</b></p> <p>聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。</p>		

### <熊谷市地域公共交通総合連携計画>

本計画は、平成19年10月施行の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針や目標、実施すべき事業などを明らかにしたものです。

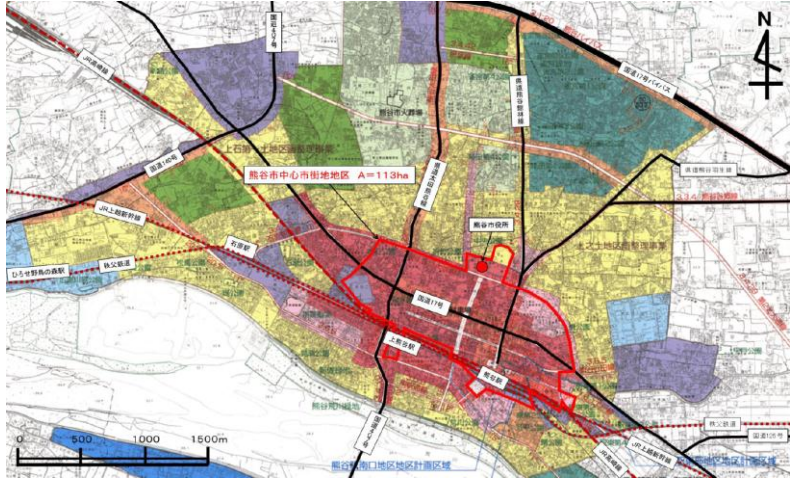
事業としては、既存ゆうゆうバスの再編及び新規路線の導入や、公共交通情報等の提供・充実、バス車両のバリアフリー化などが位置づけられています。

熊谷市地域公共交通総合連携計画			
策定年月	平成23年3月	計画期間	平成23年度～29年度
主な内容	<b>■公共交通体系に関する基本的方針</b> ①公共交通機能・役割の明確化や公共交通機関相互の連携により、分かりやすく利便性の高い公共交通ネットワークの再編を図ります。 ②地域ニーズに合った利便性・採算性の高いゆうゆうバスの実現を図ります。 ③市民の足を確保する新たなゆうゆうバス（江南地区、熊谷駅周辺）の導入を図ります。 ④公共交通サービスをサポートし、利用促進に資する交通体系の実現を図ります。 ⑤市民・事業者・行政との協働による持続可能な仕組みづくりの確立を図ります。		
	<b>■数値目標</b> 公共交通に満足している市民の割合 現状値（平成19年度）45% → 平成24年度 50% 平成29年度 55%		
	<b>■バリアフリー施策に関連する事項</b> <b>事業5 公共交通情報等の提供</b> ゆうゆうバスや民間路線バスなどが一体となった公共交通マップを作成するとともに、ゆうゆうバスの運行情報については、熊谷市ホームページや熊谷地域ポータルサイト「あついぞ. COM」などで情報の提供・充実を図っていきます。		
	<b>事業6 バリアフリー化の推進</b> 今後の高齢化の進展などを踏まえ、段階的にノンステップバス車両やリフト付き車両などの導入支援を行いながら、バス車両のバリアフリー化を推進していきます。		

<都市再生整備計画 熊谷市中心市街地地区>

本計画は、熊谷駅を中心とする中心市街地地区を、より便利で快適なまちにするため、都市再生特別措置法に基づき策定したものです。

計画区域の整備方針には、道路環境の整備や歩行者ネットワークの構築などが示され、基幹事業等に具体的な内容が位置づけられています。

都市再生整備計画 熊谷市中心市街地地区			
策定年月	平成25年3月	計画期間	平成25年度～29年度
主な内容	<p><b>■目標</b></p> <p>大目標 埼玉県北部地域の中核都市として環境にやさしく、暮らしやすく、魅力ある中心市街地を目指す。</p> <p>目標1 道路環境の改善等により、誰でも安全・快適に移動できる道路環境・交通体系を構築し、交通利便性の高い都市環境を目指す。</p> <p>目標2 生活関連施設や歴史・文化資源等を結ぶ歩行者及び自転車のネットワークを構築し、中心市街地の交流人口の増加にぎわい再生を目指す。</p>		
	<p><b>■計画区域</b></p> 		
	<p><b>■数値目標</b></p> <p>歩行者・自転車通行環境の満足度          従前値(平成21年度) 55% → 平成29年度 60%</p> <p>歩行者・自転車通行量          従前値(平成23年度) 16,825人 → 平成29年度 25,000人</p>		
	<p><b>■バリアフリー施策に関連する事項</b>  <b>(計画区域の整備方針)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊谷駅周辺地区におけるバリアフリー環境整備の推進のため、熊谷駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定を行う。</li> <li>・交通バリアフリー特定経路の未整備区間となっている北大通線の一部区間について、歩道設置等の道路環境整備を実施する。</li> <li>・生活関連施設や文化施設等を結ぶネットワークの向上のため、市道80034号線(弥生町通り)の道路環境改善を行う。</li> <li>・中心市街地内での歩行者及び自転車通行の安全性・快適性を高め、より回遊しやすいまちを目指す。等</li> </ul>		

<熊谷市都市環境改善基本計画>

本計画は、『環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり』を推進していくため、主に中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化等の施策を位置づけたものです。

取組の方向性として、安全・便利・快適な歩行空間や自転車利用環境の確保が挙げられており、実現に向けて想定される事業メニューが位置づけられています。

熊谷市都市環境改善基本計画			
策定年月	平成22年10月	計画期間	平成32年度
主な内容	<p><b>■計画理念</b> 『環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり』</p> <p><b>■基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動する人の利便性を損なわずに「自動車から環境負荷の少ない交通手段への転換」を図る</li> <li>2 自動車以外でも便利に利用できるようにし、「中心市街地へのアクセス・回遊の増加」を図る</li> <li>3 市街地への流入を減らし混雑を緩和することで、「自動車の走行性（燃費）の向上」を図る</li> <li>4 （道路に関する環境分野）ヒートアイランド対策や緑化の推進により、「都市の快適性の向上」を図る</li> </ol> <p><b>■事業実施候補 位置図</b></p>		
	<p><b>■バリアフリー施策に関連する事項</b></p> <p><b>○安全・便利・快適な歩行空間の確保に向けた取組の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅周辺を歩行者最優先ゾーンとして位置づけ</li> <li>・ 幹線道路・主要生活道路における歩道の確保及びバリアフリー化</li> <li>・ 自転車との積極的な分離</li> <li>・ 幹線道路などにおけるゆとりある歩道の確保</li> <li>・ 休憩スペースの確保等</li> </ul> <p><b>○安全・便利・快適な自転車利用環境の確保</b></p> <p><b>広域を含めたネットワーク化に向けた取組の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な幹線道路・生活道路における自転車道・自転車レーンによる歩行者との構造的分離</li> <li>・ 違法駐輪の排除</li> <li>・ 生活道路を含めた中心市街地内の自転車通行環境のネットワーク化等</li> </ul>		



### <まちづくり埼玉プラン（埼玉県）>

本プランは、埼玉県5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」、埼玉県都市計画審議会からの提言「時代の潮流を見据えた『埼玉の都市計画の基本方向』」を踏まえ、これからの都市計画の指針となるもので、市町村にとっては、市町村都市計画マスタープランの策定やまちづくりの取組に際しての参考として活用できるものです。

まちづくりの目標の1つとして「コンパクトなまちの実現」が位置づけられ、中心市街地において、医療・福祉施設の充実や都市交通環境の整備により、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることとしています。

まちづくり埼玉プラン（埼玉県）			
策定年月	平成20年3月	計画期間	平成40年度
主な内容	<p>■将来都市像</p> <p>『みどり輝く 生きがい創造都市』～暮らし続けるふるさと埼玉～</p> <p>(1) 暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市</p> <p>(2) 誰もがいきいきと働いている元気な都市</p> <p>(3) 地域の営みが未来につながる都市</p> <p>■まちづくりの目標</p> <p>1 コンパクトなまちの実現</p> <p>2 地域の個性ある発展</p> <p>3 都市と自然・田園との共生</p> <p>■バリアフリー施策に関連する事項</p> <p>1 コンパクトなまちの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させます。</li> <li>・市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。</li> <li>・高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進めます。</li> </ul>		

#### ▼基本構想策定に向けた課題

- 「人にやさしいユニバーサルデザインのまち」の実現に向けて、上位計画の目標や方針を踏まえるとともに、関連計画との整合を図り、一体的に計画を推進する必要があります。

# 第3章 熊谷市におけるバリアフリー化の基本的な考え方

## 3-1 基本理念・目標

バリアフリー法及び本市における上位関連計画に掲げた理念等を踏まえ、本市のバリアフリーに関する基本理念及び目標を以下のように設定します。

### 基本理念

心つながる人にやさしいまち 熊谷  
～ユニバーサルデザインのまちづくりの推進～

本市では、熊谷市総合振興計画基本構想において9つの政策のうちの1つとして「便利で快適な人にやさしいまち」を掲げ、その中で、後期基本計画の施策として「人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる」こととし、本基本構想の策定を位置づけています。

福祉施策としては、第2次熊谷市地域福祉計画において「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや」を掲げ、人にやさしいまちづくりの推進を図っていくこととしています。また、熊谷市総合振興計画後期基本計画では、リーディング・プロジェクトに「“子育てするなら熊谷市”「子育て応援」プロジェクト」を掲げ、市として積極的に子育て支援を展開しています。

バリアフリー法では、対象を「高齢者・障害者等」とし、旧交通バリアフリー法で対象に含まれていなかった、知的・精神・発達障害を含むすべての障害者が対象者となりました。また、「等」にはけが人や子育て世代・妊産婦など一時的な移動制約者も含み、ベビーカー等の利用者にとってもバリアフリーは有効とされています。

移動等円滑化の促進に関する基本方針には、「高齢者、障害者等の社会参加を促進するだけでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい」環境づくりが必要であることが明記されています。

本市では、これらの上位関連計画やバリアフリー法の理念等に基づき、高齢者や障害者、子育て世代、妊産婦等（以下「高齢者・障害者・子育て世代等」という）を含むすべての人に便利で快適な都市空間の構築など、ユニバーサルデザインの見地からハード・ソフト両面から総合的なまちづくりを展開するため、本市におけるバリアフリー推進の基本理念として「心つながる人にやさしいまち 熊谷 ～ユニバーサルデザインのまちづくりの推進～」を設定します。

先に挙げた基本理念の実現に向けて以下の3つの目標を設定します。

**目 標**

- だれもが楽しく行き交うまち (移動)
- だれもが自由に利用しやすいまち (利用)
- だれもが笑顔で迎え入れるまち (心)

バリアフリー法では、道路や通路等の連続的な動線における移動円滑化の促進と、建築物等の施設における利用円滑化の促進に係るハード面の事業が中心に位置づけられています。

一方で、移動等円滑化の促進に関する基本方針では、国民の責務として「心のバリアフリー」を位置づけており、「高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる」としています。

本市においても基本理念に掲げるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づきバリアフリー化を推進するにあたっては、移動の円滑化、施設利用の円滑化、心のバリアフリー化が重要であるという認識のもと、「だれもが楽しく行き交うまち (移動)」、「だれもが自由に利用しやすいまち (利用)」、「だれもが笑顔で迎え入れるまち (心)」を、バリアフリーを推進する上での目標として設定します。

## 3-2 目標実現に向けた基本方針

先に掲げた目標実現に向けた基本方針を以下のように設定します。

### 基本方針1 施設間の連続性の確保や利便性の向上を図ります

施設間における連続性の確保や利便性の向上を目指し、関係事業者が連携した一体的なバリアフリー化を推進します。

効率的に連続したバリアフリー環境を創出するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区の設定を行い、公共交通機関や道路、信号機等、建築物、路外駐車場、都市公園においてバリアフリー化を図ります。

### 基本方針2 施設単体の整備レベルの底上げを図ります

高齢者・障害者・子育て世代等を含むすべての人が安全・快適に利用できる施設整備を目指し、公共交通機関や道路、信号機等、建築物、路外駐車場、都市公園など個々の施設におけるバリアフリー化を推進します。

重点整備地区では、民間施設を含む建築物や路外駐車場等のバリアフリー化も推進し、地区全体のバリアフリー水準の向上を図ります。

### 基本方針3 みんなが理解し支えあう仕組みをつくります

施設整備とあわせて、施設利用の手助けや利用者への理解促進など、より利用しやすい環境づくりを目指し、お互いを理解し支えあう気持ちを育むために、心と情報のバリアフリーを推進する仕組みをつくります。

事業者が実施する事業には、可能な限り心と情報のバリアフリー事業を位置づけることとし、ハード・ソフト両面における一体的なバリアフリー化を推進します。

### 3-3 バリアフリー化の進め方

基本理念・目標や基本方針に則ったユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリー化の実現に向けて、本市におけるバリアフリー化の進め方を示します。

#### (1) 重点整備地区の設定によるバリアフリーの重点的かつ一体的推進

基本方針に掲げたように、施設間の連続性の確保や利便性の向上を図り、各施設における具体的なバリアフリーを重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区を**熊谷駅周辺地区**とします。

#### ■配置要件：多様な市民利用施設が集中しています

熊谷駅周辺地区は、広域的な連携拠点として、交通利便性の高い都市環境や中心市街地の交流人口の増加及びにぎわい再生を目指したまちづくりを推進し、熊谷市の中心市街地として、市役所等の公共施設や大型商業施設、医療施設等の多様な市民利用施設が集中しています。

#### ■課題要件：旧基本構想からの継続課題と新規対象施設におけるバリアフリー化が課題です

旧熊谷市交通バリアフリー基本構想では、公共交通機関及び道路、信号機等のバリアフリー化を推進してきましたが、筑波交差点等の事業課題は継続しています。また、バリアフリー法への改正で新たに対象として加えられた建築物、路外駐車場、都市公園も本地区に集中しており、一体的なバリアフリー化推進も重要な課題です。

#### ■効果要件：回遊性向上の促進が期待できます

熊谷駅周辺地区は、都市再生整備計画等を位置づけ、本市の中心市街地として回遊性を高める取組が計画的に進められます。公共施設や商業施設等の多様な都市機能が集積していることから、バリアフリーのネットワークを充実させ、誰もが歩いて回遊できる中心市街地として安心して暮らせる集約型の都市構造の実現に向け、一体的かつ効果的な事業の推進が求められています。

上記より、熊谷駅周辺地区における公共施設等の建築物や都市公園等を加えた更なるバリアフリー化の推進の必要性（配置要件・課題要件）は高く、関連計画と一体的に推進することによる十分な効果（効果要件）も見込まれることから、熊谷駅周辺地区をバリアフリー法に基づく重点整備地区として指定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

## (2) 全市的なバリアフリー化の推進

重点整備地区のバリアフリー化の推進に加え、ハード・ソフト両面から全市的なバリアフリー水準の向上を図ります。

先に掲げた基本方針に基づき、ハード面においては個々の施設におけるバリアフリー化を図り、ソフト面においては心と情報のバリアフリー化などソフト施策を展開します。

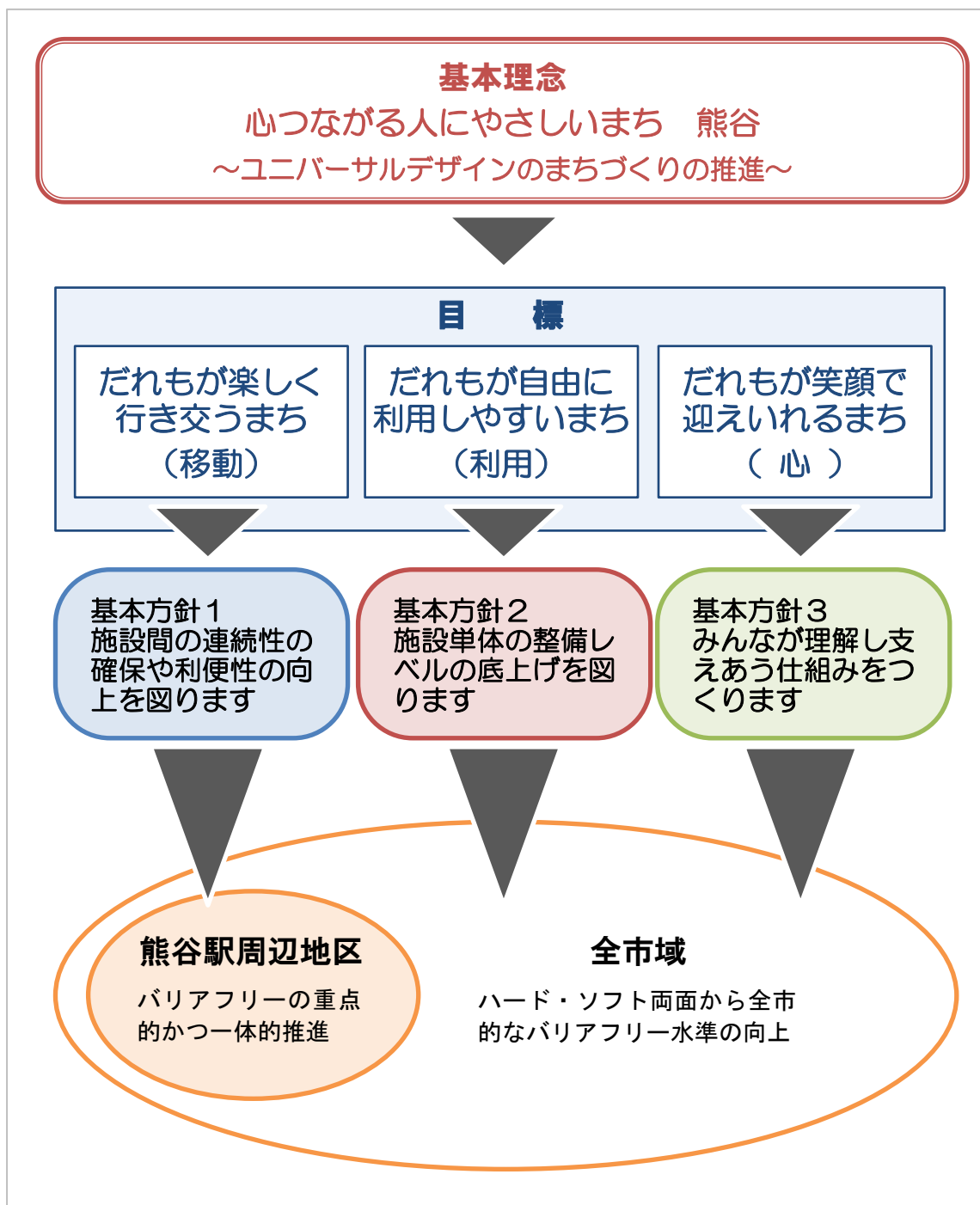


図7 バリアフリー化の基本的な考え方

# 第4章 熊谷駅周辺 重点整備地区基本構想

## 4-1 重点整備地区の基本的な方針

熊谷駅周辺地区は、市の中央エリアに位置しており、鉄道3線が乗り入れる熊谷駅を中心とした都市機能が集約された都市活動の中心地区です。都市再生整備計画等において区域が位置づけられ、本市の中心市街地として回遊性を高める取組が計画的に進められています。

これまでのまちづくりの方向性と整合した、効果的なバリアフリー化推進を図るとともに、バリアフリー法により新たに加わった対象施設である建築物や路外駐車場、都市公園におけるバリアフリー化を進める必要があります。加えて、旧基本構想からの課題である筑波交差点のバリアフリー化や北大通りの歩道設置などへの対応も必要となります。

また、公共交通機関や道路、信号機等のバリアフリー化は進んでいますが、視覚障害者誘導用ブロック、UDブロック等の設置方法及び押しボタン信号機の押しボタンの位置の高さの問題も指摘されており、適切に改善し整備水準の向上を図っていく必要もあります。

ハード面のバリアフリー化が進む一方、放置自転車が視覚障害者誘導用ブロック上に放置されるなどのマナーの問題や、高齢者・障害者・子育て世代等への接遇向上が課題であり、ハード面とあわせて一体的に取り組んでいく必要があります。

これらのバリアフリー化を一体的に図ることで、熊谷駅周辺におけるだれもが利用しやすい回遊性の高いまちづくりの実現を目指します。

表4. 熊谷駅周辺重点整備地区のバリアフリー化の方針

### ○バリアフリー法で新たに加わった建築物や路外駐車場、都市公園のバリアフリー化の推進

熊谷駅周辺地区には、熊谷駅などの旅客施設や、市役所等の公共・公益施設、文化センター等の文化・文教施設、障害福祉会館等の福祉施設、医療施設、商業施設、金融機関等の多様な施設が集積しています。これらの施設について、バリアフリー法に基づき生活関連施設の指定を行い、施設のバリアフリー化を推進します。

### ○旧基本構想からの課題対応や適切な維持管理に向けたバリアフリー化の推進

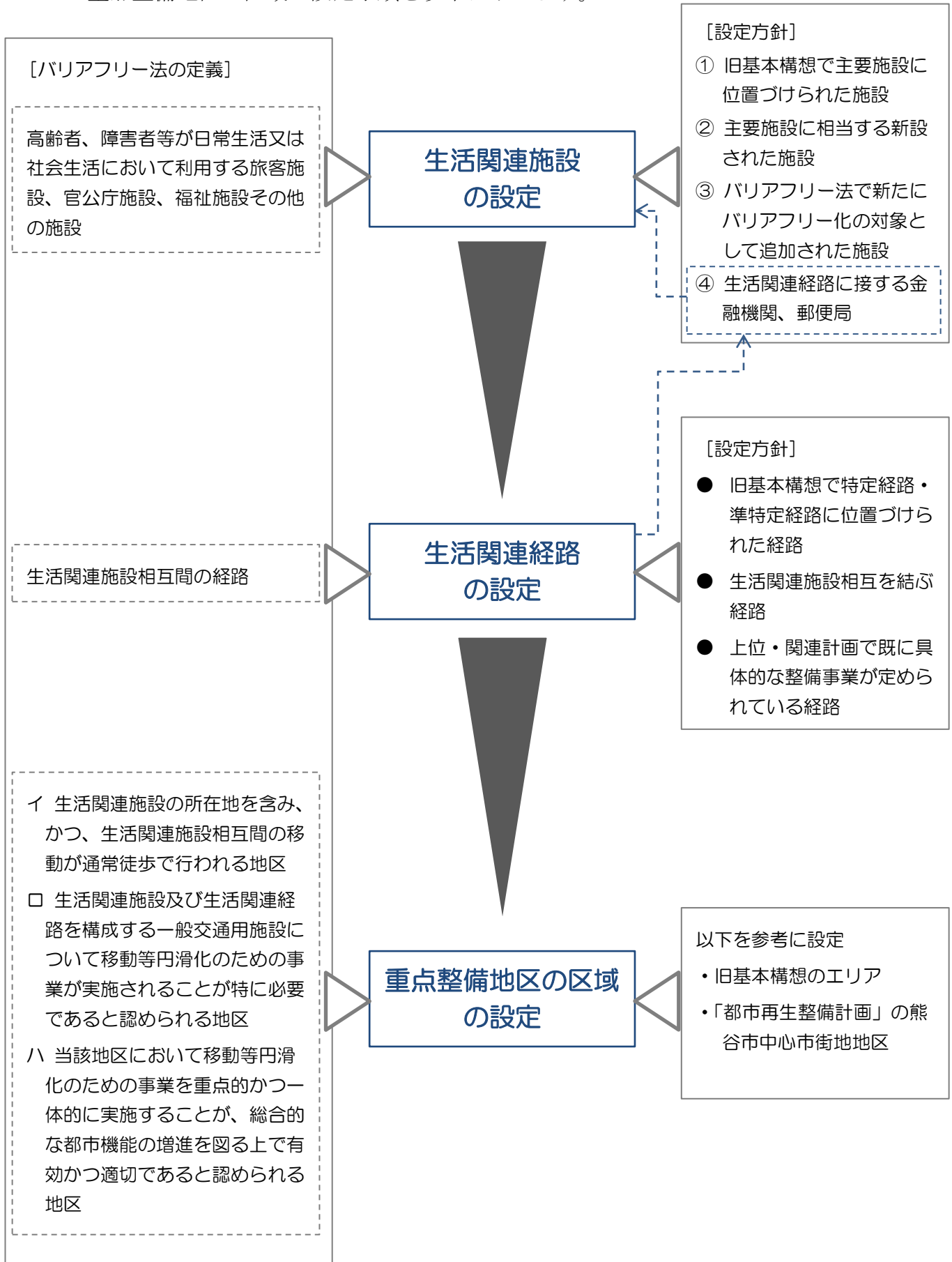
熊谷駅を中心として施設までの経路を設定するとともに、熊谷駅周辺における回遊性向上を図るため、都市再生整備計画等における経路指定を踏まえたネットワークを設定し、旧基本構想からの課題対応や適切な維持管理に向けたバリアフリー化を推進します。

### ○心と情報のバリアフリー化に向けた具体的取組の推進

重点整備地区内における心と情報のバリアフリー化を推進するため、関係事業者における施設利用の適正化や研修・コミュニケーション支援に係る取組について具体的に位置づけていきます。

## 4-2 重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区の区域の設定手順を以下に示します。





## (1) 生活関連施設の設定

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である」としています。

これを踏まえ、熊谷駅周辺地区では以下の方針に基づき生活関連施設を設定します。

表5. 生活関連施設の設定方針

### ① 旧基本構想で主要施設に位置づけられた施設

- ・・・旧基本構想では、交通バリアフリー法第2条第7項及び「移動円滑化の促進に関する基本方針」の定義を勘案し、「特定旅客施設から徒歩圏（概ね500m～1km以内の範囲）にあり、相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設」を主要施設に位置づけています。また、熊谷総合病院など、駅から1km圏外に位置している施設においても、施設までの経路のバリアフリー整備が求められていることから主要施設に位置づけています。

主要施設は、現在も高齢者・障害者・子育て世代等の相当数が利用すると見込まれることから、生活関連施設に読み替えて引き続き設定します。

### ② 主要施設に相当する新設された施設

- ・・・旧基本構想策定後に新設された施設のうち、駅から徒歩圏にあり、主要施設に相当する利用が見込まれる施設は、新たに生活関連施設に設定します。

### ③ バリアフリー法で新たにバリアフリー化の対象として追加された施設（路外駐車場、都市公園）

- ・・・バリアフリー法で新たにバリアフリー化の対象として追加された路外駐車場・都市公園のうち駅から徒歩圏にある施設は、新たに生活関連施設に設定します。

### ④ 上記①～③とあわせて利用が見込まれる施設（金融機関、郵便局）のうち、生活関連経路に接する施設

- ・・・金融機関や郵便局は、施設の単独利用では相当数に達しないため、施設までの経路のバリアフリー整備の必要性は低いですが、上記①～③の施設とあわせて利用が多く見込まれます。熊谷駅周辺には多くの金融機関が立地していることが特徴であり、熊谷市独自の考え方にに基づき、生活関連経路に接する金融機関等についてはバリアフリー環境の充実を図る観点から生活関連施設に設定します。

なお、生活関連施設は、ネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化され当面は事業実施の必要がない施設などについても、生活関連施設を結ぶ生活関連経路の配置も考慮して設定します。

本市では、各施設のバリアフリー化の必要性に応じて優先度を分類し、各優先度で特定事業の位置づけの考え方を整理しています。

次頁に、生活関連施設の一覧を示します。

表6. バリアフリー優先度の考え方

バリアフリー優先度	該当する施設	特定事業設定の考え方
A	公共性が高く年間を通じて高齢者・障害者・子育て世代等の利用が見込まれる施設。	まちあるきワークショップの点検対象施設とし、特定事業の位置づけを検討。
B	公共性は高いが利用者層や利用時期等に偏りがある施設。	可能な範囲で特定事業の位置づけを検討。
C	特定の利用が想定される施設や、新設予定の施設。	特定事業の位置づけなし。

表7. 生活関連施設一覧

	該当する設定方針				施設名	事業者	優先度	
	①	②	③	④				
鉄道駅	●				JR 熊谷駅	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	A	
	●				秩父鉄道熊谷駅	秩父鉄道(株)	A	
建築物	公共・公益施設	●				熊谷市役所	熊谷市	A
		●				熊谷保健センター	熊谷市	A
		●				熊谷郵便局・ゆうちょ銀行熊谷店	日本郵便(株)・(株)ゆうちょ銀行	A
		●				埼玉県熊谷地方庁舎	埼玉県北部地域振興センター	B
		●				熊谷税務署	国税庁関東信越国税局	B
		●				日本年金機構熊谷年金事務所	日本年金機構	B
		●				さいたま地方法務局熊谷支局	法務局	B
		●				さいたま地方裁判所熊谷支部	裁判所	B
					●	熊谷筑波町郵便局	日本郵便(株)	B
					●	熊谷万平郵便局	日本郵便(株)	B
				●	熊谷鎌倉町郵便局	日本郵便(株)	B	
	●				熊谷公共職業安定所ハローワーク	埼玉労働局	C	
	●				埼玉県熊谷児童相談所	埼玉県	C	
	金融機関				●	三井住友銀行熊谷支店	(株)三井住友銀行	B
					●	みずほ銀行熊谷支店	(株)みずほ銀行	B
					●	埼玉りそな銀行熊谷駅前支店	(株)埼玉りそな銀行	B
					●	埼玉りそな銀行熊谷支店	(株)埼玉りそな銀行	B
					●	足利銀行熊谷支店	(株)足利銀行	B
					●	埼玉縣信用金庫本店営業部	埼玉縣信用金庫	B
					●	武蔵野銀行熊谷支店	(株)武蔵野銀行	B
				●	群馬銀行熊谷支店	(株)群馬銀行	B	
				●	八十二銀行熊谷支店	(株)八十二銀行	B	
				●	北越銀行熊谷支店	(株)北越銀行	B	
文化・文教施設				●	東和銀行熊谷支店	(株)東和銀行	B	
				●	商工組合中央金庫熊谷支店	(株)商工組合中央金庫	B	
				●	中央労働金庫熊谷支店	中央労働金庫	B	
				●	熊谷商工信用組合本店	熊谷商工信用組合	B	
	●				埼玉県熊谷会館	埼玉県	B	
	●				熊谷市立文化センター	熊谷市立文化センター	A	
	●				熊谷市立コミュニティセンター	熊谷市	A	
	●				熊谷市立市民体育館	熊谷市	A	
	●				高城神社	高城神社	C	
	●				熊谷寺	熊谷寺	C	
福祉施設		●			北部地域振興交流拠点施設(仮称)	熊谷市	C	
	●				熊谷市立障害福祉会館	熊谷市	A	
医療施設	●				熊谷理療技術高等盲学校	学校法人熊谷盲学校	C	
	●				埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会	A	
商業施設	●				医療法人藤和会藤間病院	医療法人藤和会	A	
	●				八木橋百貨店	(株)八木橋	A	
	●				イオン熊谷店	イオンリテール(株)	A	
	●				ショッピングセンターニットモール	三菱商事都市開発(株)	A	
	●				アズ熊谷店	高崎ターミナルビル(株)	A	
		●			ティアラ21	(株)ティアラ21	A	
都市公園	●				中央公園	熊谷市	A	
	●				荒川公園	熊谷市	A	
	●				万平公園	熊谷市	A	
	●				東公園	熊谷市	A	
			●		宮町公園	熊谷市	B	
	●				星溪園	熊谷市	B	
駐車場	●				熊谷市堂本町駐車場	熊谷市	B	
			●		熊谷駅南口有料駐車場	秩父鉄道(株)	B	
			●		NPC24H 熊谷第一パーキング	日本パーキング(株)	B	
			●		タイムズイオン熊谷店	タイムズ24(株)	B	

## (2) 生活関連経路の設定

バリアフリー法の定義を勘案し、「生活関連施設相互間の経路」を生活関連経路に位置づけます。

基本的に、旧基本構想の「特定経路」と「準特定経路」を生活関連経路に読み替えるとともに、生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路や、「都市再生整備計画」で関連事業が位置づけられている経路は新たに生活関連経路に設定し、経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ります。

表8. 生活関連経路の設定方針

### ● 旧基本構想で特定経路・準特定経路に位置づけられた経路

- ・・・旧基本構想では、特定旅客施設と主要施設との間の経路のうち、歩道の有効幅員を2m以上確保できる路線を「特定経路」、特定経路の基準は満足していないものの主要施設へのアクセスの利便性から必要な路線を「準特定経路」に位置づけています。これらの経路は、生活関連経路に読み替えて引き続き設定します。

### ● 生活関連施設相互を結ぶ経路

- ・・・バリアフリー法の定義を勘案し、生活関連施設相互間の歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路は、新たに生活関連経路に設定します。

### ● 上位・関連計画で既に具体的な整備事業が定められている経路

- ・・・都市再生整備計画など上位・関連計画で既に具体的な整備事業が位置づけられている経路は、新たに生活関連経路に設定します。

### (3) 重点整備地区の区域の設定

旧基本構想では、熊谷市の地形の特性及び主要施設の集積状況から、J R高崎線の北側については駅から1 k m圏内、J R高崎線の南側については駅から0. 5 k m圏内を基本として重点整備地区を設定しており、地区範囲は「熊谷市中心市街地活性化基本計画（平成1 2年策定）」の活性化エリアを参考としています。

重点整備地区の要件には、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（概ね4 0 0 h a未満）であること、そして移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であることとされています。

策定にあわせて新たに追加した施設はすべて旧基本構想の重点整備地区内に位置します。また、旧基本構想の重点整備地区は「都市再生整備計画」の熊谷市中心市街地地区（図8）を含んでおり、関連事業と移動円滑化のための事業を連携させることで効果的に都市機能の増進を図ることが可能です。これらの要件を考慮し、重点整備地区の範囲は旧基本構想を基本とした範囲に設定します。

次頁に、熊谷駅周辺地区の重点整備地区図を示します。

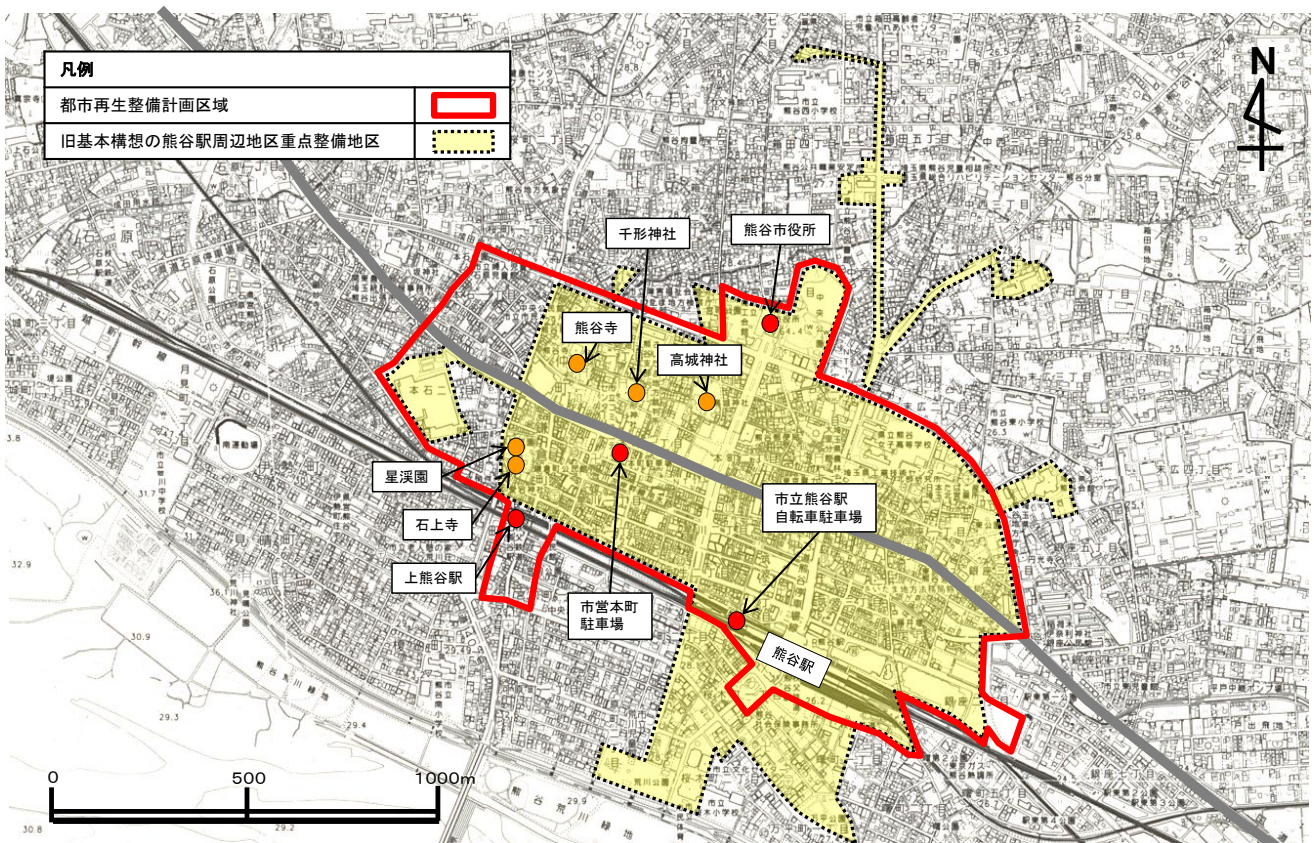


図8. 都市再生整備計画における熊谷市中心市街地地区



# 熊谷駅周辺重点整備地区図

## 鉄道駅

- JR熊谷駅
- 秩父鉄道熊谷駅

## 公共・公益施設

- ① 熊谷市役所
- ② 熊谷保健センター
- ③ 熊谷郵便局・ゆうちょ銀行熊谷店
- ④ 埼玉県熊谷地方庁舎
- ⑤ 熊谷税務署
- ⑥ 日本年金機構熊谷年金事務所
- ⑦ さいたま地方方法務局熊谷支局
- ⑧ さいたま地方裁判所熊谷支部
- ⑨ 熊谷筑波町郵便局
- ⑩ 熊谷万平郵便局
- ⑪ 熊谷鎌倉町郵便局
- ⑫ 熊谷公共職業安定所ハローワーク
- ⑬ 埼玉県熊谷児童相談所

## 金融機関

- ① 三井住友銀行熊谷支店
- ② みずほ銀行熊谷支店
- ③ 埼玉りそな銀行熊谷駅前支店
- ④ 埼玉りそな銀行熊谷支店
- ⑤ 足利銀行熊谷支店
- ⑥ 埼玉縣信用金庫本店営業部
- ⑦ 武蔵野銀行熊谷支店
- ⑧ 群馬銀行熊谷支店
- ⑨ 八十二銀行熊谷支店
- ⑩ 北越銀行熊谷支店
- ⑪ 東和銀行熊谷支店
- ⑫ 商工組合中央金庫熊谷支店
- ⑬ 中央労働金庫熊谷支店
- ⑭ 熊谷商工信用組合本店

## 文化・文教施設

- ① 埼玉県熊谷会館
- ② 熊谷市立文化センター
- ③ 熊谷市立コミュニティセンター
- ④ 熊谷市立市民体育館
- ⑤ 高城神社
- ⑥ 熊谷寺
- ⑦ 北部地域振興交流拠点施設（仮称）

## 福祉施設

- ① 熊谷市立障害福祉会館
- ② 熊谷理療技術高等盲学校

## 医療施設

- ① 埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院
- ② 医療法人藤和会藤間病院

## 商業施設

- ① 八木橋百貨店
- ② イオン熊谷店
- ③ ショッピングセンターニットモール
- ④ アズ熊谷
- ⑤ ティアラ21

## 都市公園

- ① 中央公園
- ② 荒川公園
- ③ 万平公園
- ④ 東公園
- ⑤ 宮町公園
- ⑥ 星溪園

## 駐車場

- ▲ 熊谷市営本町駐車場
- ▲ 熊谷駅南口有料駐車場
- ▲ NPC24H熊谷第一パーキング
- ▲ タイムズイオン熊谷店

重点整備地区	生活関連経路
生活関連施設	特定経路（道路）
バリアフリー優先度A	特定経路（自由通路）
バリアフリー優先度B	特定経路（駅前広場）
バリアフリー優先度C	準特定経路（道路）
	新規追加経路（道路）
	新規追加経路（連絡歩道橋）

生活関連経路		(青字は新規追加経路)	
番号	路線名	番号	路線名
1・33	国道17号	18	北口駅前広場
2	(主)熊谷停車場線	19	南口駅前広場
3	(主)熊谷館林線	20	東口駅前広場
4	(都)3.2.1市役所通線	21	(市)50672号線
5	(都)3.4.3北大通線	22	(市)50674号線
6	(都)3.3.7星川通線	23	(市)50677号線
7	(市)80035号線	24	(市)50342号線
8	(市)80541号線	25・40	(市)50344号線
9	(都)3.4.46熊谷駅東口線	26	(市)50359号線
10	(都)3.4.31佐谷田線	27	(市)50365号線
11・34	(市)80005号線	28	(市)60037号線
12	(都)3.5.9南駅通線	29	(市)80034号線
13	(市)80115号線	30	国道407号
14・39	(都)3.6.8荒川通線	31	(市)50347号線
15	(一)太田熊谷線	32	(市)50355号線
16	(一)熊谷羽生線	35・36・37	(都市再生整備計画)歴史・文化資源ネットワーク
17	熊谷駅自由通路	38	ティアラ21～ニットモール連絡歩道橋

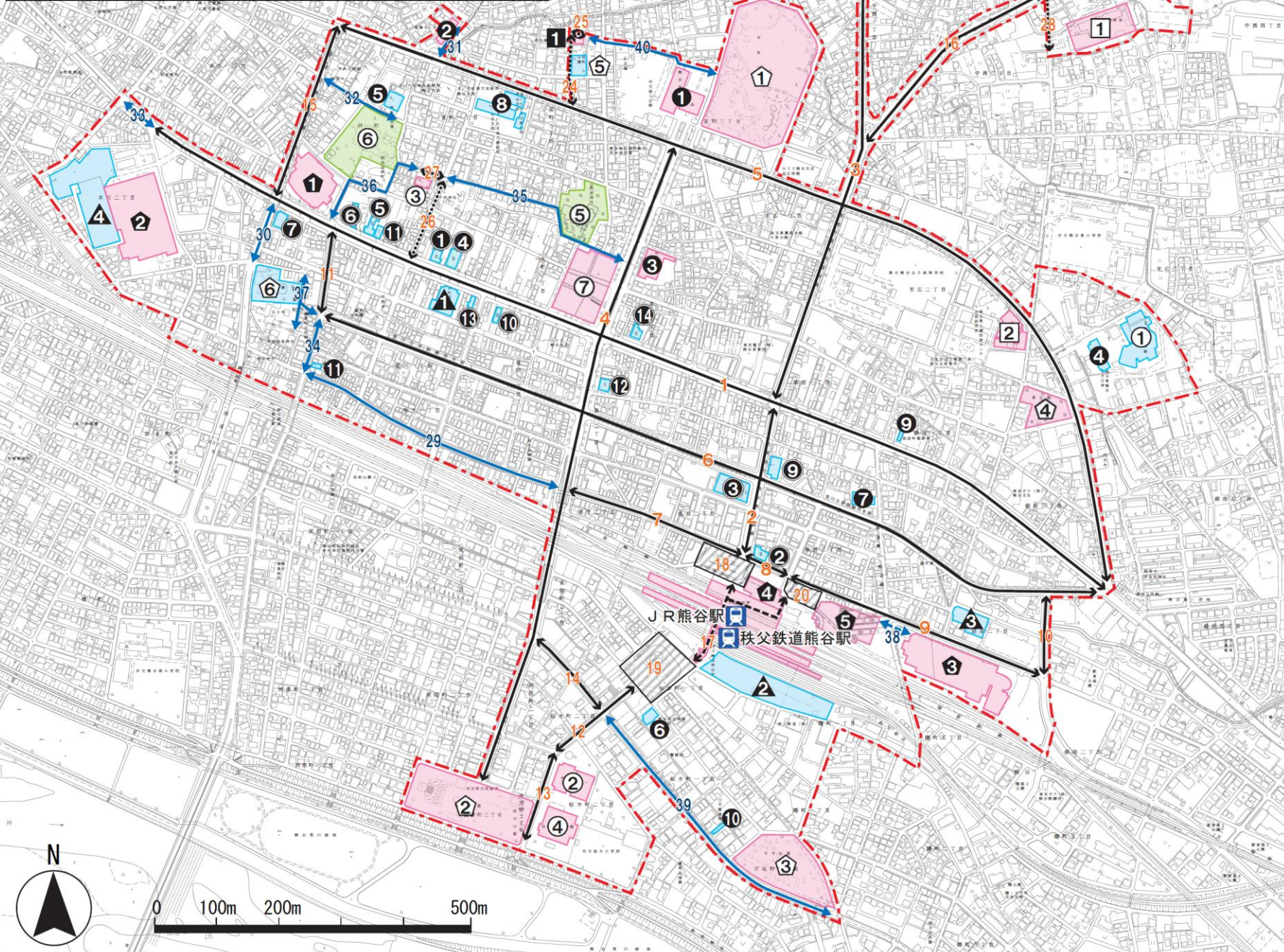


図9. 熊谷駅周辺重点整備地区図





## 4-3 重点整備地区の課題

重点整備地区の課題を整理するにあたり、新たにバリアフリー化の対象として追加される施設（建築物、都市公園、路外駐車場のうちバリアフリー優先度Aの施設等）のバリアフリー点検及びワークショップを実施し、市民部会を主体とした当事者参加のもと施設等のバリアフリー課題を抽出しました。

表9. 熊谷駅周辺地区 まちあるきワークショップの開催概要

日 時	平成25年10月8日（火）13時00分～17時15分
会 場	熊谷市役所本庁舎 603（東）会議室
参 加 者	市民部会員11名、市民部会員紹介者21名、学生6名、事務局11名（合計49名）
当日の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会及び説明</li> <li>2. バリアフリー点検…5グループに分かれて点検</li> <li>3. 点検のまとめ…施設ごとの課題を模造紙に整理</li> <li>4. 閉会</li> </ol>
点 検 施 設	<b>【Aグループ 中央公園周辺】</b> 熊谷市立障害福祉会館→埼玉りそな銀行熊谷支店 →熊谷市立コミュニティセンター→中央労働金庫熊谷支店 →熊谷郵便局・ゆうちょ銀行熊谷店→中央公園
	<b>【Bグループ 八木橋百貨店周辺】</b> 熊谷保健センター→イオン熊谷店→埼玉縣信用金庫本店営業部 →八木橋百貨店
	<b>【Cグループ 熊谷駅周辺①】</b> 埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院→東口駅前広場 →アズ熊谷→JR熊谷駅→正面口駅前広場
	<b>【Dグループ 熊谷駅周辺②】</b> 熊谷市役所→医療法人藤和会藤間病院→埼玉県熊谷会館 →ショッピングセンターニッソーモール→ティアラ21
	<b>【Eグループ 熊谷駅南口周辺】</b> 荒川公園→熊谷市立文化センター→万平公園 →秩父鉄道熊谷駅→南口駅前広場

## ＜まちあるきワークショップでの主な意見＞

### ①公共交通機関

#### (鉄道)

- ・券売機の蹴込みが少なく車いすだと近づけない。
- ・エレベーターに音声案内を設置してほしい。
- ・ホームに内方線付点状ブロックを敷設してほしい。
- ・多機能トイレ内に非常用ボタンが数カ所あって良い。
- ・運行情報等が表示される電光掲示板や電車の接近情報表示があると良い。
- ・大きくてシンプルな案内表示があると良い。

#### (バス)

- ・バス停留所では歩道に近づけて停車してほしい。
- ・バス停留所等の案内が小さくて分かりづらい。

### ②道路

- ・熊谷UDブロックの設置は良いが、車道に向かって設置されているので危険。
- ・視覚障害者誘導用ブロックが古いタイプだと、点状と線状が区別しづらい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックに柱等が近接していると危険である。
- ・歩道が狭く、横断勾配があつて車いすでは通行できない。
- ・歩道上に側溝の穴やがたつきがあると白杖が挟まったり躓く危険がある。
- ・視覚障害者誘導用ブロック上に放置自転車がある。

### ③信号機等

- ・エスコートゾーンの凹凸が少なくなっていて見つけづらい。
- ・青時間延長ボタンが設置されていても使い方や機能があまり知られていない。

### ④建築物

- ・案内表示の文字が小さくて分かりづらい。
- ・障害者誘導用ブロック上にマットが敷いてあつて危険。
- ・階段の段差を認識しづらいので段鼻の色を強調するなど工夫してほしい。
- ・多機能トイレにカーテンが設置されていて介助者がいても利用しやすい。
- ・受付窓口の高さが車いすでも利用しやすいと良い。
- ・授乳室があつて良い。
- ・受付窓口に耳マークが表示され、コミュニケーション支援ボードや筆談ボードが設置されていてよかった。
- ・通路上に障害物が置かれていると危険である。(主動線や手すりの近くなど)
- ・エレベーターは、音声案内や文字情報で階数や開くドアの方向が分かるようにしてほしい。
- ・多機能トイレが狭くて車いすで転回できない。
- ・ATMを車いすで利用しようとする、光が反射して操作画面が見えない。また、カード等の挿入口が奥にあつて手が届かない。

### ⑤駐車場

- ・車いす使用者用駐車施設の案内や表示がされていて分かりやすい。
- ・車いす使用者用駐車施設から建物入口までの通路に段差があつて危険。

### ⑥都市公園

- ・園内がすべて土のため、きちんと舗装された園路がほしい。
- ・トイレ前に段差があつて危険。照明が少ないので夜間はもっと危ない。
- ・公園名の表示や園内の案内図などが入口付近にあると良い。
- ・故障したトイレやベンチなどがずっと放置されている。

## 4-4 バリアフリー化に関する事項

### (1) 各施設のバリアフリー整備方針

各施設のバリアフリー整備（事業の実施）にあたっては、表10の移動等円滑化基準やガイドライン、条例等に留意した整備を推進するとともに、市民部会で実施したまちあるきワークショップでの市民意見等を基に整理した生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化に関する考え方にに基づき、バリアフリー整備を推進します。

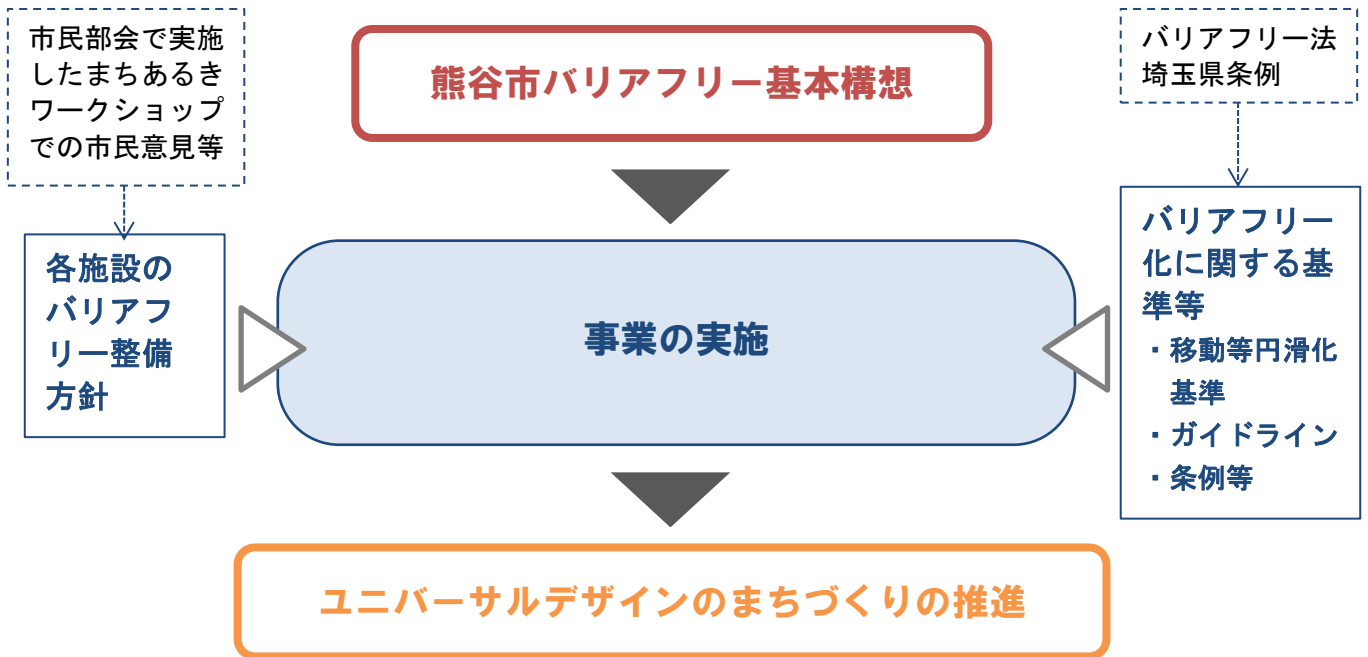


図10 バリアフリー整備（事業の実施）推進の考え方

表10. バリアフリー化に関する主な基準等

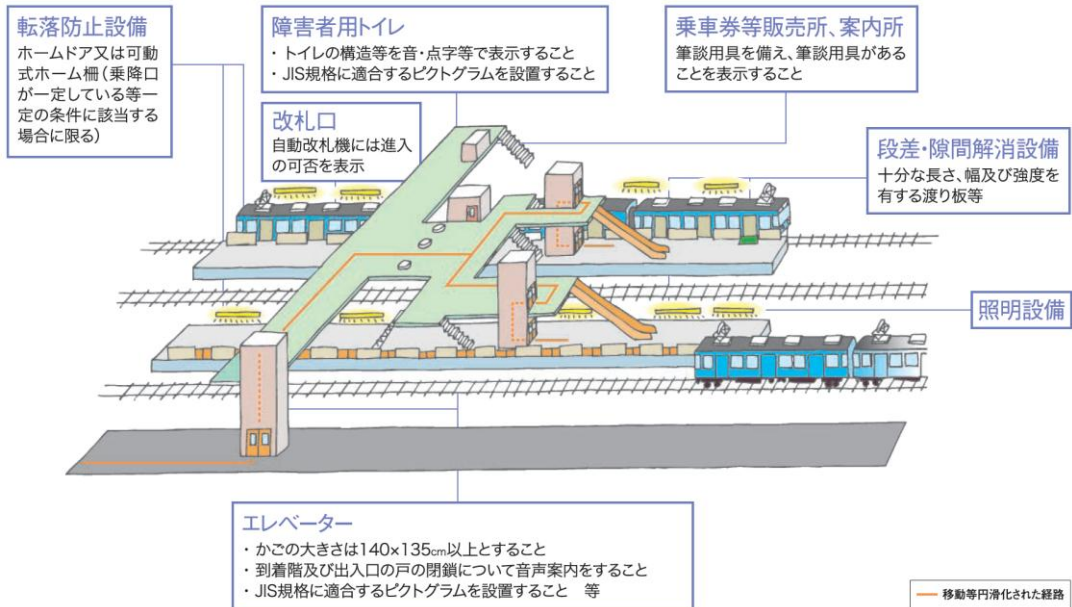
種別	項目	名称	所管など 作成(改正)年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 平成18年12月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
条例等	公共交通、 道路、建築物、 駐車場、公園等	埼玉県福祉のまちづくり条例	埼玉県 平成16年4月
	道 路	埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例	埼玉県 平成24年12月
		熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	熊谷市 平成25年3月
	交通安全	埼玉県高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	埼玉県 平成24年12月
	建 築 物	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	埼玉県 平成24年10月
	公 園	熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	熊谷市 平成25年3月

①公共交通のバリアフリー化

公共交通移動等円滑化基準の主な内容

▶鉄道

駅の出入口からホームへ通ずる経路についてエレベーター・スロープによる高低差の解消（移動等円滑化された経路）、プラットホームにおける視覚障害者等の転落防止設備（ホームドア、可動式ホームさく、内方線付点状ブロック等）の設置、高齢者・障害者等の円滑な利用に適した構造のエレベーター・トイレ・券売機等の設置、乗車券等販売所・案内所への筆談具の設置及び設置を示す案内の表示等



出典：バリアフリー新法の解説

▶バス

低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入、筆談具の設置及び設置を示す案内の表示等

▶タクシー

車いす等対応車や回転シート車など福祉タクシー車両の導入等

鉄道駅については、JR熊谷駅（在来線・新幹線）、秩父鉄道熊谷駅において基本的なバリアフリー化は実施されていますが、プラットホーム上の案内対策や案内情報の充実など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

鉄道

- ◇ 段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、連続的なバリアフリー経路を確保します。
- ◇ 文字や音声情報による案内設備の充実を図ります。
- ◇ プラットホームでは、内方線付点状ブロックを設置するなど視覚障害者等の転落を防止するための安全対策を進めます。
- ◇ 適切な多機能トイレを確保します。

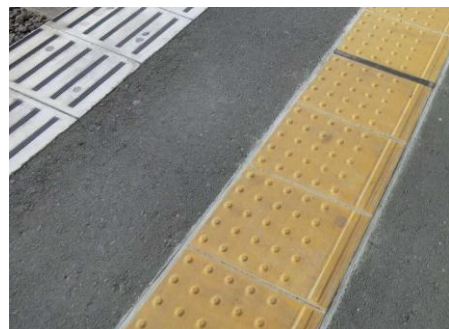


写真3. 内方線付点状ブロック

バスについては、路線バス及びゆうゆうバスにおけるノンステップバスの導入を継続して進めると共に、バス停留場における上屋の設置など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

### バス

- ◇ ノンステップバスの導入を進めます。
- ◇ バス停留所における上屋やベンチの設置を進めます。
- ◇ バス停留所への正着<sup>12</sup>やニーリング<sup>13</sup>の実施を徹底するとともに、研修等を通じてバリアフリーに関する理解促進に取り組み、更なるサービスの向上に努めます。

タクシーについては、福祉タクシー車両の導入を継続的に進めると共に、子育て支援の充実など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

### タクシー

- ◇ 福祉タクシー車両の導入を進めます。
- ◇ 子育て支援タクシー<sup>14</sup>の導入や、子育て世代、妊産婦等への適切な対応に関する研修を実施するなど、接遇の向上に努めます。

<sup>12</sup> 正着：バスが停留所との隙間を空けずに停車すること

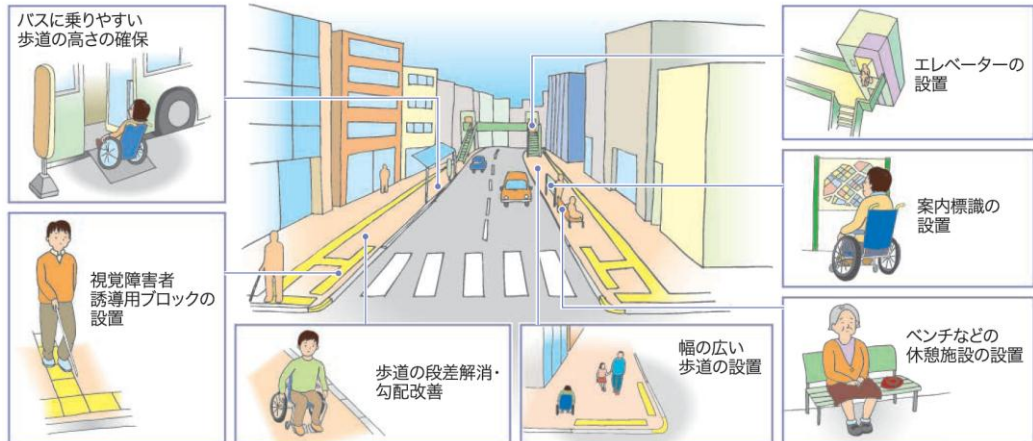
<sup>13</sup> ニーリング：バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け乗降しやすくする機能

<sup>14</sup> 子育て支援タクシー：子ども連れの利用を中心として、妊産婦の通院や、子どもの通塾等に気軽に利用できるタクシーのこと

## ②道路のバリアフリー化

### 道路移動等円滑化基準の主な内容

幅の広い歩道の設置（2m以上、自転車歩行者道は3m以上）、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、案内標識の設置、立体横断施設へのエレベーターの設置、バスに乗りやすい歩道の高さの確保、ベンチなどの休憩施設の設置等

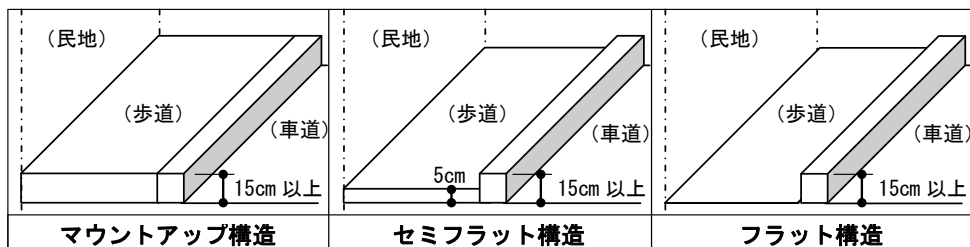


出典：バリアフリー新法の解説

市街地内の骨格的な道路には歩道等が設置されている状況でありセミフラット化等のバリアフリー化も進んでいますが、適切な熊谷UDブロックの設置や自転車通行環境整備の推進など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

### 歩道のある道路（歩車分離型道路）

◇ セミフラット構造を基本とした歩道の整備を進めます（バス停留所を設置する場合はマウントアップ構造）。



◇ 視覚障害者誘導用ブロックの整備を進めます。（表5参照）

◇ 熊谷UDブロックの整備を進めます。

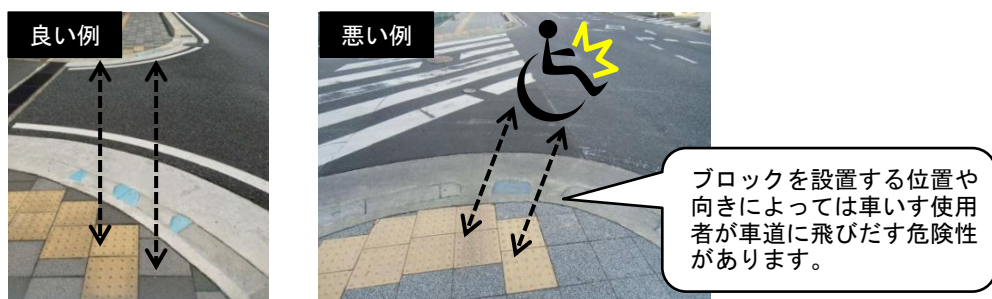


写真5. 熊谷UDブロック

◇ 歩行者や自転車が安全・安心に通行できるように自転車通行環境の整備を進めます。

◇ 所定の機能が発揮できるように適切な維持管理・補修を行います。

◇ 違法駐車や不法占用物の指導・撤去を行います。

表5. 熊谷市視覚障害者誘導用ブロックの設置基準

【色彩】

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。周囲の路面が黄色またはそれに近い色合いのものについては、視覚障害者誘導用ブロックを黄色として、周囲の路面を黄色との輝度<sup>15</sup>比が大きい色とする。

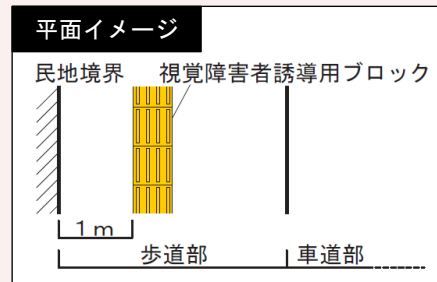
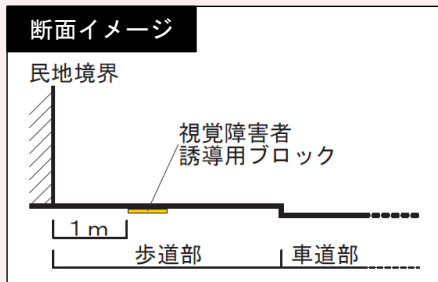


【形状・寸法】

- 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法は、可能なかぎり J I S T 9 2 5 1（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）に合わせたものを使用する。

【設置位置】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は、民地境界より 1 m（※）を原則とする。



※道路構造令による最低有効幅員 2 m の歩道では、ほぼ中央に視覚障害者誘導用ブロックを設置することとし、有効幅員 3 m 以上の歩道（自転車歩行者道を含む）では、自転車の通行スペースを車道側にとり、あくまでも民地側の 2 m については歩行者を優先するものとする。

- 視覚障害者誘導用ブロック上には障害物を設けない。歩道上に道路占用物などの障害物等やマンホール等がある場合は、マンホールにより誘導が途切れないことや障害物等を避けるために急激に屈折させないように配慮する。



<sup>15</sup> 輝度：ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したもの。単位は cd/m<sup>2</sup>。



骨格となる道路は歩道が設置されていますが、街区内の生活関連施設等にアクセスする歩道のない道路等については、路肩のカラー舗装化など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

**歩道のない道路（歩車一体型道路）**

- ◇ 車道幅員の縮小等により、歩道の設置に努めます。
- ◇ 道路占有物の配置見直しや路肩のカラー舗装化等により、安全な歩行空間の確保を図ります。
- ◇ 安全な歩行空間を確保するため路肩駐車等の取り締まりに努めます。



写真4. 路肩のカラー舗装化

正面口、東口、南口の駅前広場については、バスやタクシー等の乗り換えや一般車乗降等の円滑化など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

**駅前広場**

- ◇ 公共交通機関等の乗り換えが円滑かつ便利に行えるように交通結節機能の強化を図ります。
- ◇ 文字や音声情報による案内設備の充実を図ります。
- ◇ 適切な場所に休憩施設等を配置します。

**③信号機等のバリアフリー化**

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る信号機等に関する基準の主な内容**

音響機能、歩行者用青時間延長機能または経過時間表示機能を付加した信号機の設置、歩車分離方式の設置、反射材料を用いるなど見やすくわかりやすい道路標識・道路標示の設置、視覚障害者誘導用ブロッックやエスコートゾーン<sup>16</sup>の設置等



音響式信号機



エスコートゾーン

信号機等については、旧基本構想で位置づけた特定経路上については、音響式信号機等の整備が進められていますが、引き続き以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

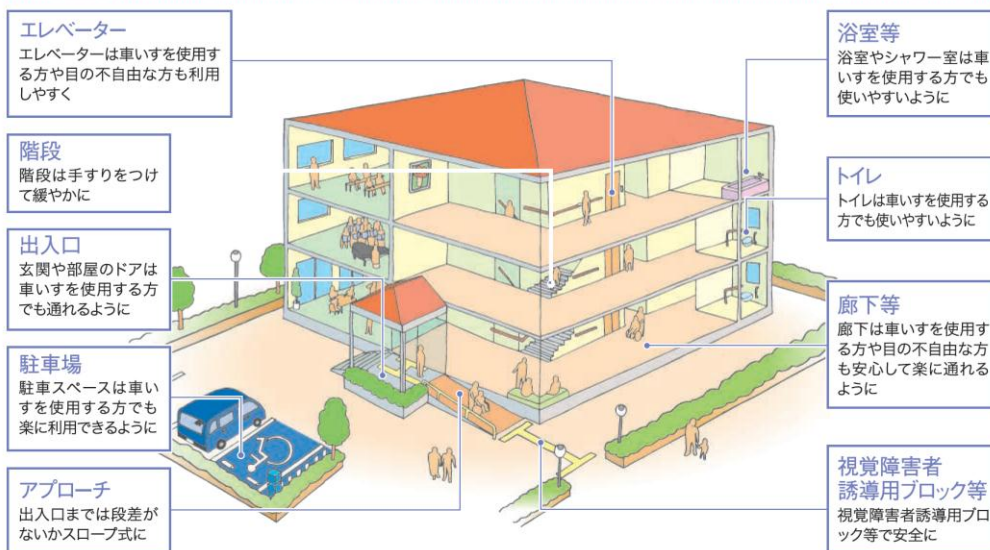
- ◇ 音響式信号機、高齢者等感応式信号機、残り時間表示式信号機などバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置を計画的に進めます。
- ◇ 安全な歩行空間を確保するため歩道や歩道のない道路での路肩における違法駐車を取り締まりに努めます。
- ◇ 歩行者や自転車に対する注意喚起の推進に努めます。

<sup>16</sup> エスコートゾーン：視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

#### ④建築物のバリアフリー化

##### 建築物移動等円滑化基準の主な内容

出入口・廊下等の段差解消、車いす使用者と人がすれ違う廊下の幅の確保、車いす使用者等が利用できるトイレ・駐車場の設置、目の不自由な方も利用しやすいエレベーターの設置等



出典：バリアフリー新法の解説

建築物については、市民部会でまちあるき点検・ワークショップを行い、以下に掲げる建築物（駐車場合む）共通の配慮事項をまとめており、本配慮事項に基づくバリアフリー化を推進します。

◇ 建築物共通で配慮すべき事項に基づき、バリアフリー化を推進します。  
（表11参照）

表11. 建築物（駐車場合む）共通の配慮事項

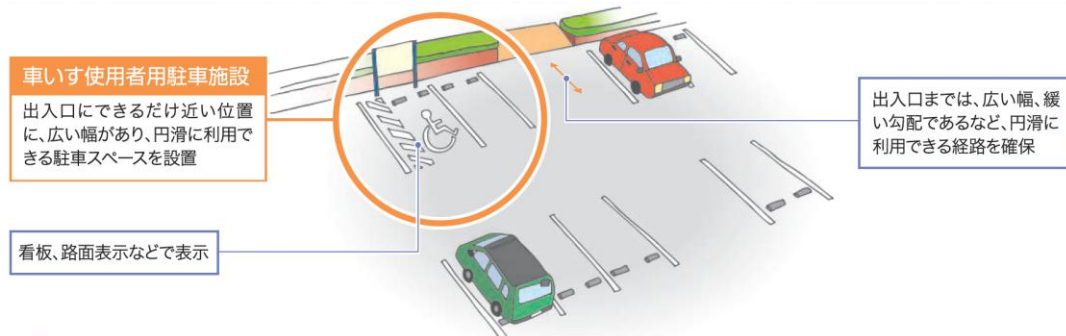
項目	施設共通の配慮事項
出入口・敷地内通路	◎●敷地境界（道路等と建物敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない
	◎●車いす使用者等が通るのに十分な出入口幅、通路幅を確保する（出入口80cm以上、敷地内通路120cm以上）
建物内通路	◎主要な通路には段差を設けない
	◎主要な通路において車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）
上下移動	○2階以上の建物にはエレベーターを設置する
	◎エレベーターは車いす使用者等が利用しやすい構造とする（出入口幅、鏡設置等に配慮）
	○エレベーター内外に文字情報や音声による案内設備を設ける
	◎階段は段差が識別しやすいように配慮する（段鼻の強調等）
トイレ	◎車いす使用者等が利用しやすい構造の多機能トイレを設置する
	◎オストメイト対応設備を設置する
	◇床に転倒した時にも手が届くよう側壁面の低い位置に非常用ボタンを設置する
	◇ベビーチェアやおむつ交換台を設置する（一般トイレ）
駐車場	◎●車いす使用者用駐車施設を設ける（1以上）
	◎●車いす使用者用駐車施設の位置などがわかりやすいように案内サインを設置する
窓口・受付	◇車いす使用者等が利用しやすい構造の机やカウンターを設置する（高さ、蹴込み等に配慮）
ATM <small>（金融機関のみ該当）</small>	* 車いす使用者に対応したATMの設置（高さ、蹴込み、カード挿入口の位置等に配慮）
案内	◎◇建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内を設置する（表示位置、色、大きさ等に配慮）
	◎◇建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）では、視覚障害者や聴覚障害者等に配慮した文字情報や音声による案内設備を設置する
心のバリアフリー	* 窓口・受付等に手話通訳ができる係員を配置する、または筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置する
	* 高齢者・障害者・子育て世代等への適切な対応を推進するための社員教育を実施する

◎は建築物移動等円滑化基準に基づく整備内容/●は路外駐車場移動等円滑化基準に基づく整備内容/○は建築物移動等円滑化誘導基準に基づく整備内容/◇は建築設計標準で望ましいとされる整備内容/\*はその他市民部会で挙げられた整備内容

## ⑤ 路外駐車場のバリアフリー化

### 路外駐車場移動等円滑化基準の主な内容

車いす使用者用駐車施設の1以上の設置、車いす使用者用駐車施設がわかる看板・路面表示、出入口から車いす使用者用駐車施設まで円滑に利用できる経路の確保等



出典：バリアフリー新法の解説

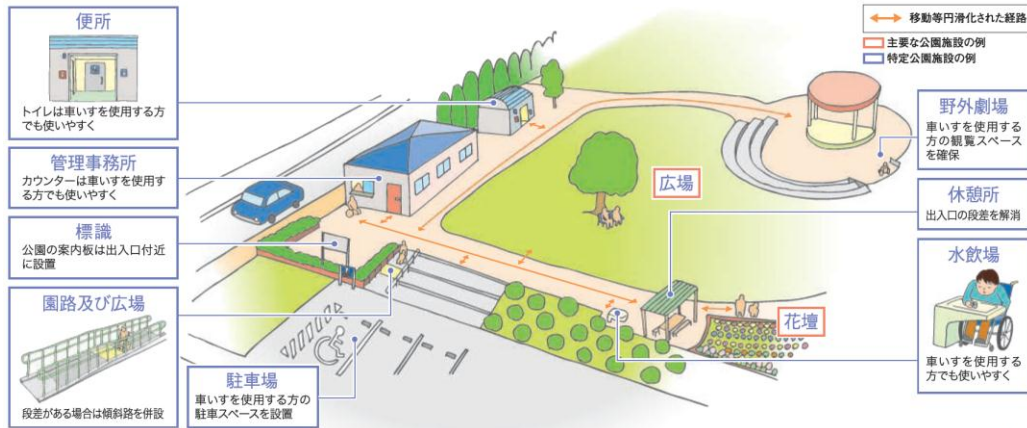
パーク・アンド・ライドとして熊谷駅周辺の駐車場を利用している市民も多く、対象となる路外駐車場も多く立地しています。車いす使用者用駐車施設の設置など、以下に掲げるバリアフリー化を推進します。

- ◇ 建築物共通で配慮すべき事項のうち、駐車場に該当する部分については、これを踏襲して、バリアフリー化を推進します。(表10参照)
- ◇ 車いす使用者用駐車施設から施設出入口まで円滑に移動できる通路の確保に努めます。
- ◇ 車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を防ぐための利用マナー啓発を推進します。

## ⑥都市公園のバリアフリー化

### 都市公園移動等円滑化基準の主な内容

園路・広場の出入口の段差解消、園路の段差解消・勾配改善、主要な公園施設への接続の確保、車いす利用者が利用できるトイレ・駐車場・水飲場の設置等



出典：バリアフリー新法の解説

熊谷駅周辺には、市民の憩いの場となる都市公園が複数立地しています。市民部会でまちあるき点検・ワークショップを行い、以下に掲げる都市公園共通の配慮事項をまとめており、本配慮事項に基づくバリアフリー化を推進します。

◇ 都市公園共通で配慮すべき事項に基づき、バリアフリー化を推進します。(表12参照)

表12. 都市公園共通の配慮事項

項目	施設共通の配慮事項
出入口	◎敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない
	◎車いす利用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（出入口90cm以上）
園路	◎主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする
	◎主要な園路には段差を設けない
	◎主要な園路は車いす利用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）
トイレ	◎車いす利用者等が利用しやすい構造の多機能トイレを設置する
休憩施設	◇ベンチを設置する
	◎車いす利用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する
案内	◇園内の施設やバリアフリー経路についてわかりやすい案内表示を設置する。

◎は都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの標準的な整備内容  
◇は都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの望ましい整備内容

## ⑦その他

工事中におけるバリアフリー対応も課題として指摘されており、以下に掲げるバリアフリー対策に努めます。

◇ 工事に関する情報提供や、工事中のバリアフリー対策に努めます。

## (2) 事業者間の連携

施設単体でバリアフリー整備が進められても連続的なバリアフリー化は図られません。地区内の回遊性をより向上させるためには、バリアが生じやすい管理境界部においても関係する事業者間で共通認識を持ち、連携を図りながらバリアフリー整備に取り組んでいく必要があります。

以下の点については、特に留意して整備を進めていきます。

- ◇ 生活関連施設と生活関連経路の統一的な案内表示を検討します。(公共サインガイドライン等)
- ◇ 視覚障害者誘導用ブロックの連続的な設置に努めます。  
(道路⇄旅客施設・建築物・都市公園、道路⇄バス停留所等)
- ◇ 管理境界部で生じる段差の解消に努めます。

## (3) 心と情報のバリアフリー

より利用しやすい環境をつくるためには、施設整備とあわせて、高齢者・障害者・子育て世代等に対する理解促進や施設利用の手助け等の協力など、お互いを理解し支えあう気持ちを育み、伝えていく必要があります。

熊谷市では、心と情報のバリアフリーに関する取組を積極的に推進していきます。

### 心のバリアフリー

- ◇ 高齢者・障害者・子育て世代等の移動や施設利用の手助けを促進し、妨げとなる行為を減らすため、市民や施設管理者等の「心のバリアフリー」を推進します。
- ◇ 心のバリアフリーに関するパンフレットを作成・配布するなど、市民・事業者向けの普及・啓発活動を行います。
- ◇ 事業者研修の実施により、利用者への接遇向上に努めます。
- ◇ 小中学校等における心のバリアフリーに関する教育の充実に努めます。
- ◇ 施設管理者が社員等の研修時に活用できるバリアフリー支援方策（講師の派遣やバリアフリー教室等のプログラム提供等）について検討します。
- ◇ 自転車利用マナー向上の啓発や放置自転車対策に取り組みます。

### 情報のバリアフリー

- ◇ 筆談や手話通訳対応等のコミュニケーション支援の充実やバリアフリー情報の充実に向けた「情報バリアフリー」を推進します。
- ◇ だれにでもわかりやすく情報が伝わり、市との連絡や手続き等が円滑に行えるよう情報の入手・伝達手段の補完や充実に努めます。
- ◇ 各施設のバリアフリー状況を広く市民に伝えます。

## 4-5 特定事業等の内容

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのものです。

バリアフリー化に関する事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、その他の事業等を設定しました。公共交通・道路・交通安全特定事業については、旧基本構想到位置づけた特定事業のうち、未完了及び継続事業は基本的に継承しています。また、平成25年10月に実施したまちあるきワークショップや協議会等の中で指摘された課題のうち、対応が可能なものについては事業に設定しています。

### <事業実施時期の凡例>

- \*短期 平成26年度～平成29年度に実施する事業
- \*中期 平成30年度～平成32年度に実施する事業
- \*長期 平成33年度以降に実施する事業
- \*継続 継続的に取り組む事業
- \*検討中 実施時期や具体的な方法等について検討する事業

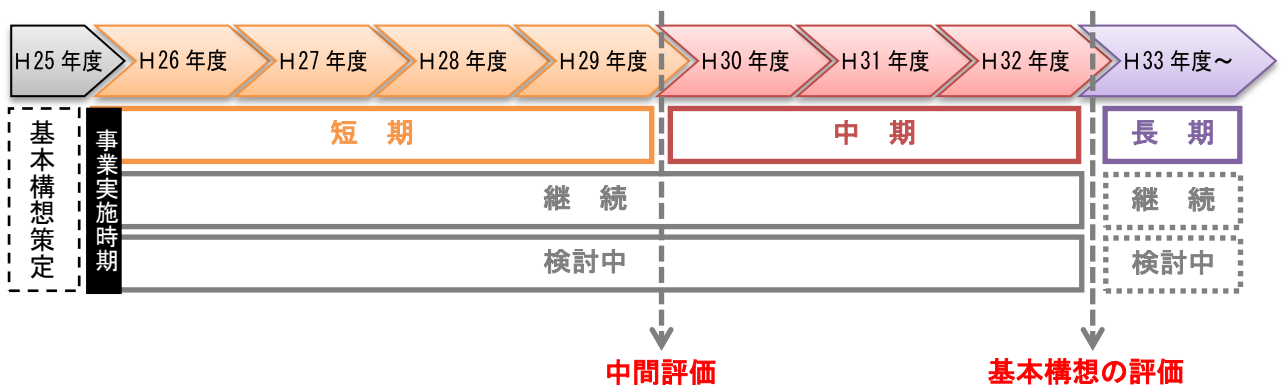


図12. 事業実施時期と目標年次までのながれ

(1) 公共交通特定事業

① JR熊谷駅

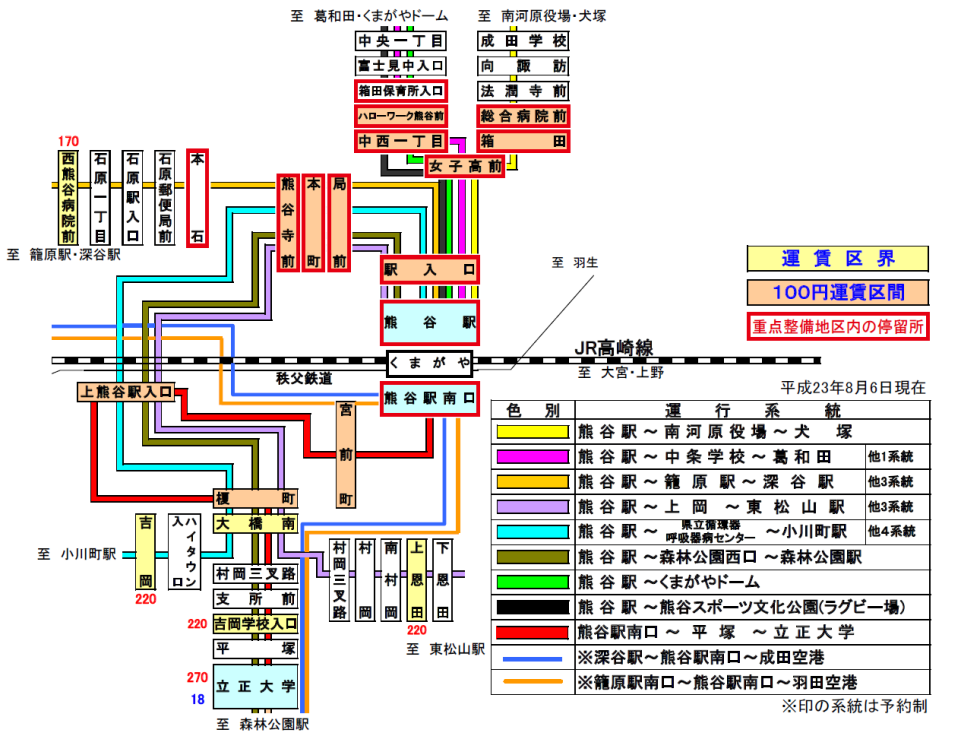
施設名	JR熊谷駅		事業主体	東日本旅客鉄道(株)高崎支社
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法に基づきエレベーターや多機能トイレ等は整備済みです。</li> <li>・今後はホームからの転落事故を無くすため内方線付点状ブロックを整備します。また、高齢者や障害者等が利用しやすい駅づくりを進めます（原則として移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を実施）。</li> <li>・聴覚障害者の方への対応（心のバリアフリー）として、各窓口に筆談対応ボードを設置しています。</li> <li>・JR熊谷駅 構内図</li> </ul>  <p>出典：東日本旅客鉄道(株)ホームページ</p>			
事業 (番号は図面と対応)	項目	事業内容		実施時期
	券売機	車いす使用者の利用に配慮し、券売機下部の蹴込みの改善検討		短期
	エレベーター (正面口側) ①	エレベーターの案内板の取り付け位置等の検討 エレベーター前の1階自動ドアの開口部の改修検討(900mm以上)		短期
	階段②	ホームの階段下に緩衝材等の設置検討		短期
	ホーム	在来線ホームに内方線付点状ブロックを敷設(2面4線)		短期
	トイレ	多機能トイレの呼出しボタンに点字を貼付		短期
	その他設備③	新幹線待合室の扉における誰にでも利用しやすいドアノブへの改善		短期
案内	案内表示等の改善(“南口”や“正面口”の文字拡大、案内の追加等) 新幹線ホームにおける列車近接情報等の表示検討		中期	
備考	—			



②秩父鉄道熊谷駅



施設名	秩父鉄道熊谷駅		事業主体	秩父鉄道株
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法に基づきエレベーターや多機能トイレ等は整備済みです。</li> <li>・今後は対応可能な箇所から改善に取り組み、整備が困難なものは社員により人的対応を行います。</li> <li>・秩父鉄道熊谷駅 構内図</li> </ul>			
	<p>※ 階段下にトイレあり お手洗 身障者用施設</p> <p>出典：埼玉県ホームページ</p>			
事業	項目	事業内容		実施時期
	ホーム	床面の舗装のがたつきや割れの補修		短期
	案内	トイレの位置を分かりやすく示す案内の表示		短期
		案内表示の多言語化		中期
		必要な情報の優先度を考慮した分かりやすい情報提供		短期
運行情報などが表示される可変式情報表示装置の設置		検討中		
備考	—			

③国際十王交通 路線バス

施設名	国際十王交通 路線バス		事業主体	国際十王交通(株)																								
施設の現状等	<p>・ノンステップバスの保有率は、全体の約50%です。今後も車両の入替えにあわせて随時ノンステップバスに切り替えていきます。</p> <p>・国際十王交通 路線図（重点整備地区周辺）</p>  <p>平成23年8月6日現在</p> <table border="1" data-bbox="877 784 1324 1097"> <thead> <tr> <th>色別</th> <th>運行系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（紫）</td> <td>熊谷駅～南河原役場～犬塚</td> </tr> <tr> <td>（黄）</td> <td>熊谷駅～中条学校～葛和田</td> </tr> <tr> <td>（青）</td> <td>熊谷駅～籠原駅～深谷駅</td> </tr> <tr> <td>（赤）</td> <td>熊谷駅～上岡～東松山駅</td> </tr> <tr> <td>（緑）</td> <td>熊谷駅～馬立循環器呼吸器センター～小川町駅</td> </tr> <tr> <td>（黒）</td> <td>熊谷駅～森林公園西口～森林公園駅</td> </tr> <tr> <td>（白）</td> <td>熊谷駅～くまがやドーム</td> </tr> <tr> <td>（黒）</td> <td>熊谷駅～熊谷スポーツ文化公園(ラグビー場)</td> </tr> <tr> <td>（赤）</td> <td>熊谷駅南口～平塚～立正大学</td> </tr> <tr> <td>（青）</td> <td>※深谷駅～熊谷駅南口～成田空港</td> </tr> <tr> <td>（黄）</td> <td>※籠原駅南口～熊谷駅南口～羽田空港</td> </tr> </tbody> </table> <p>※印の系統は予約制</p>				色別	運行系統	（紫）	熊谷駅～南河原役場～犬塚	（黄）	熊谷駅～中条学校～葛和田	（青）	熊谷駅～籠原駅～深谷駅	（赤）	熊谷駅～上岡～東松山駅	（緑）	熊谷駅～馬立循環器呼吸器センター～小川町駅	（黒）	熊谷駅～森林公園西口～森林公園駅	（白）	熊谷駅～くまがやドーム	（黒）	熊谷駅～熊谷スポーツ文化公園(ラグビー場)	（赤）	熊谷駅南口～平塚～立正大学	（青）	※深谷駅～熊谷駅南口～成田空港	（黄）	※籠原駅南口～熊谷駅南口～羽田空港
色別	運行系統																											
（紫）	熊谷駅～南河原役場～犬塚																											
（黄）	熊谷駅～中条学校～葛和田																											
（青）	熊谷駅～籠原駅～深谷駅																											
（赤）	熊谷駅～上岡～東松山駅																											
（緑）	熊谷駅～馬立循環器呼吸器センター～小川町駅																											
（黒）	熊谷駅～森林公園西口～森林公園駅																											
（白）	熊谷駅～くまがやドーム																											
（黒）	熊谷駅～熊谷スポーツ文化公園(ラグビー場)																											
（赤）	熊谷駅南口～平塚～立正大学																											
（青）	※深谷駅～熊谷駅南口～成田空港																											
（黄）	※籠原駅南口～熊谷駅南口～羽田空港																											
事業	項目	事業内容	実施時期																									
	車両	ノンステップバスを車両の入替えにあわせて順次導入	継続																									
	バス停留所	乗降の障害となる縁石やガードレールの撤去の働きかけ	継続																									
	案内	分かりやすい案内表示等の検討（時刻表の拡大等）	中期																									
	南口駅前広場	バス乗降場の案内表示の改善 バス乗降場におけるベンチの増設（※）	短期 検討中																									
	心のバリアフリー	乗務員（運転士）の研修等の実施 バス停留所への正着やニーリングの実施	継続 継続																									
備考	※南口駅前広場のバス乗降場におけるベンチの増設については、関係者と協議のうえ対応を検討します。																											

参考：国際十王交通(株)ホームページ

④朝日自動車 路線バス

施設名	朝日自動車 路線バス		事業主体	朝日自動車(株)																	
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は人にやさしい路線バスを目指し、乗務員への心のバリアフリーの周知及び指導の徹底を図ります。</li> <li>・ 朝日自動車 路線図（重点整備地区周辺）</li> </ul>																				
	<p>太田営業所</p>  <table border="1" data-bbox="529 922 1072 1124"> <thead> <tr> <th>色別</th> <th>運行系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><span style="color:red">■</span></td> <td>熊谷駅～妻沼仲町～太田駅線</td> </tr> <tr> <td><span style="color:yellow">■</span></td> <td>熊谷駅～妻沼仲町～西小泉駅線</td> </tr> <tr> <td><span style="color:purple">■</span></td> <td>熊谷駅～上根～妻沼聖天前線</td> </tr> <tr> <td><span style="color:blue">■</span></td> <td>熊谷駅～上根～妻沼線</td> </tr> <tr> <td><span style="color:green">■</span></td> <td>熊谷駅～中奈良～妻沼線</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年4月1日現在</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 停留所  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: yellow;">□</span> 起終点停留所         </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点整備地区内の停留所</div> <p>加須営業所</p>  <table border="1" data-bbox="529 1617 1072 1720"> <thead> <tr> <th>色別</th> <th>運行系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><span style="color:blue">■</span></td> <td>熊谷駅～青果市場～行田折返し場線</td> </tr> <tr> <td><span style="color:lightblue">■</span></td> <td>熊谷駅～流通センター～行田折返し場線</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年4月1日現在</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 停留所  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: yellow;">□</span> 起終点停留所         </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点整備地区内の停留所</div> <p style="text-align: right;">参考：朝日自動車(株)ホームページ</p>				色別	運行系統	<span style="color:red">■</span>	熊谷駅～妻沼仲町～太田駅線	<span style="color:yellow">■</span>	熊谷駅～妻沼仲町～西小泉駅線	<span style="color:purple">■</span>	熊谷駅～上根～妻沼聖天前線	<span style="color:blue">■</span>	熊谷駅～上根～妻沼線	<span style="color:green">■</span>	熊谷駅～中奈良～妻沼線	色別	運行系統	<span style="color:blue">■</span>	熊谷駅～青果市場～行田折返し場線	<span style="color:lightblue">■</span>
色別	運行系統																				
<span style="color:red">■</span>	熊谷駅～妻沼仲町～太田駅線																				
<span style="color:yellow">■</span>	熊谷駅～妻沼仲町～西小泉駅線																				
<span style="color:purple">■</span>	熊谷駅～上根～妻沼聖天前線																				
<span style="color:blue">■</span>	熊谷駅～上根～妻沼線																				
<span style="color:green">■</span>	熊谷駅～中奈良～妻沼線																				
色別	運行系統																				
<span style="color:blue">■</span>	熊谷駅～青果市場～行田折返し場線																				
<span style="color:lightblue">■</span>	熊谷駅～流通センター～行田折返し場線																				
事業	項目	事業内容		実施時期																	
	車両	ノンステップバスを車両の入替えにあわせて順次導入		継続																	
	案内	分かりやすい案内表示等の検討（時刻表の拡大等）		検討中																	
	心のバリアフリー	乗務員（運転士）の研修等の実施		継続																	
バス停留所への正着やニーリングの実施		継続																			
備考	—																				

(2) 道路特定事業

① 国道

経路番号 経路名	1・33 国道17号	事業主体	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	UDブロック	歩道端部に熊谷UDブロックを設置		短期
	歩道	熊谷市中心市街地における道路空間整備計画（案）に基づく自転車歩行者道の改良（視覚的分離）		短期
		ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		継続
		バス停留所への視覚障害者誘導用ブロックの設置		短期
	筑波交差点	歩道橋の改修または撤去、交差点改良（※1）		検討中
本石二丁目交差点	視覚障害者誘導用ブロックの配置見直し・再整備		短期	
備考	※1 筑波交差点における歩道橋の改修または撤去、交差点改良については、交差点に集中する交通の分散や合意形成等の条件が整った段階で、関係機関と対応を検討します。			
経路番号 経路名	すべて 生活関連経路共通	事業主体	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	案内	各道路管理者の協力による、見やすく分かりやすい案内標識・表示等の設置検討		継続
備考	—			

②県道

経路番号 経路名	2 (主)熊谷停車場線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	J I S規格の視覚障害者誘導用ブロックの再整備		短期
		視覚障害者誘導用ブロック上の消火栓標識柱の移設		短期
		ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		継続
備考	・筑波交差点における歩道橋の改修または撤去、交差点改良については、交差点に集中する交通の分散や合意形成等の条件が整った段階で、関係機関と対応を検討します。			
経路番号 経路名	3 (主)熊谷館林線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		継続
備考	・筑波交差点における歩道橋の改修または撤去、交差点改良については、交差点に集中する交通の分散や合意形成等の条件が整った段階で、関係機関と対応を検討します。			
経路番号 経路名	15 (一)太田熊谷線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所 熊谷市 維持課	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		継続
	案内	公共サインの視覚障害者対応（点字の設置）		継続
公共サインの維持修繕		継続		
備考	—			
経路番号 経路名	16 (一)熊谷羽生線	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	ノンステップバスに対応した停留所整備の推進		継続
備考	—			
経路番号 経路名	すべて 生活関連経路共通	事業主体	埼玉県熊谷県土整備事務所	
事業	項目	事業内容		実施時期
	案内	各道路管理者の協力による、見やすく分かりやすい案内標識・表示等の設置検討		継続
備考	—			

③市道等

経路番号 経路名	4 (都)3.2.1 市役所通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	横断勾配の点検・改良（都市再生整備計画事業）	短期
		舗装の改良（都市再生整備計画事業）	短期
		歩行者と自転車の分離（都市再生整備計画事業）	短期
		溝幅の細かいグレーチングへの改良	短期
		手すりの劣化状況の点検・改善	継続
		人孔蓋等の段差解消	継続
		側溝蓋の改良	短期
歩道空間の安全点検、危険箇所の改良		短期	
備考	—		
経路番号 経路名	5 (都)3.4.3 北大通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	歩道の整備（都市再生整備計画事業）	短期
		ノンステップバスに対応した停留所整備の推進	継続
		歩道空間の安全点検、危険箇所の改良	継続
		視覚障害者誘導用ブロックの配置見直し、再整備	継続
	UDブロック	熊谷UDブロックの安全点検・改良	継続
中央交番前交差点	溝幅の細かいグレーチングへの改良（都市再生整備計画事業）	短期	
備考	—		
経路番号 経路名	6 (都)3.3.7 星川通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道 維持管理	歩道の整備 歩道上の不法占用の指導	中期 継続
備考	—		
経路番号 経路名	7 (市)80035 号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
維持管理	歩道上の不法占用の指導	継続	
備考	—		

経路番号 経路名	8 駅正面口～東口 (市)80541号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	歩道の拡幅（都市再生整備計画事業）	短期
		歩行者と自転車の分離（都市再生整備計画事業）	短期
		電線類の地中化（都市再生整備計画事業）	短期
視覚障害者誘導用ブロックの設置（都市再生整備計画事業）		短期	
備考	—		
経路番号 経路名	9 (都)3.4.46熊谷駅東口線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	駐輪場への案内板の設置	短期
	維持管理	放置自転車に対する指導・撤去	継続
歩道上の不法占用の指導		継続	
備考	—		
経路番号 経路名	11・34 (市)80005号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	維持管理	歩道上の不法占用の指導	継続
備考	—		
経路番号 経路名	14・39 (都)3.6.8荒川通線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	横断勾配の点検及び改良	短期
		溝幅の細かいグレーチングへの改良	継続
歩道空間の安全点検、危険箇所の改良		継続	
備考	—		
経路番号 経路名	17 熊谷駅自由通路	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	自由通路	主要通路からエレベーターへの視覚障害者誘導用ブロックの連続設置（※1）	短期
		改札口から東口駅前広場への視覚障害者誘導用ブロックの連続設置（※1）	短期
		アズイースト内の1～2階と2～3階の階段間への視覚障害者誘導用ブロックの設置（※2）	短期
		JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックの整備	短期
アズイーストエレベーター前の歩道の横断勾配の点検及び改良		検討中	
備考	※1 東日本旅客鉄道㈱の管轄も含めて協議のうえ対応を検討します。 ※2 高崎ターミナルビル㈱と協議のうえ対応を検討します。		

第4章 熊谷駅周辺重点整備地区基本構想

経路番号 経路名	18 正面口駅前広場	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	タクシー乗降場	スロープの設置		短期
	案内	案内板の維持修繕、情報更新		短期
		駅前広場と駅改札階を結ぶエレベーターの案内板等の整備		短期
		駅自由通路からバス乗降場までの視覚障害者誘導用ブロックの連続設置		短期
	その他	公共サイン整備等による熊谷市のPR		短期
一般車乗降場の整備		短期		
備考	—			
経路番号 経路名	19 南口駅前広場	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	歩道	上屋の連続設置		検討中
	バス乗降場	駅自由通路からバス乗降場までの視覚障害者誘導用ブロックの連続設置		短期
		バス停ベンチの増設		検討中
		歩道部の改良（マウントアップ構造）		検討中
	自家用車乗降場	障害者用駐車施設の表示マークの再整備		短期
	公衆トイレ	多機能トイレ出入口の段差解消		短期
		将来的な改修等の際に施設のバリアフリー化を検討（出入口付近への音声案内の設置、利用しやすい配置等）		長期
		トイレの増設・移設		長期
		トイレ前の横断歩道へのエスコートゾーンの設置（※）		短期
	案内	バス乗降場の案内表示の改善		短期
駅前広場全体の案内板の整備（点字、音声、多言語化等）		短期		
備考	※公安委員会（熊谷警察署）と協議のうえ設置を検討します。			
経路番号 経路名	20 東口駅前広場	事業主体	熊谷市	
事業	項目	事業内容		実施時期
	案内	熊谷駅の改札口から東口（ティアラ口）までの案内表示の整備		短期
	維持管理	放置自転車に対する指導・撤去		継続
備考	—			



経路番号 経路名	25・40 (市)50344号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	視覚障害者誘導用ブロックの設置(※)	長期
備考	※視覚障害者誘導用ブロックがない区間は、設置に向けて大規模な整備が必要になるため、箱田通りとの交差点の交通安全対策を含めて、実施時期や具体的方法を検討します。		
経路番号 経路名	26 (市)50359号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	自転車通行 環境整備	自転車通行帯の整備(都市再生整備計画事業)	短期
備考	—		
経路番号 経路名	27 (市)50365号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩車共存道路	歩行系ネットワークの整備(都市再生整備計画事業)	短期
備考	—		
経路番号 経路名	29 弥生町通り (市)80034号線	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩道	歩道のバリアフリー化(都市再生整備計画事業)	短期
		歩行者と自転車の分離(都市再生整備計画事業)	短期
備考	—		
経路番号 経路名	35・36・37 [都市再生整備計画]歴史・文化 資源ネットワーク	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	歩車共存道路	歩行系ネットワークの整備(都市再生整備計画事業)	短期
備考	—		
経路番号 経路名	38 ティアラ21～ニットモール連 絡歩道橋	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	連絡歩道橋	ティアラ21～ニットモール間の視覚障害者誘導用 ブロックの連続設置(都市再生整備計画事業)	短期
		上屋の設置(都市再生整備計画事業)	短期
備考	—		
経路番号 経路名	すべて 生活関連経路共通	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	各道路管理者の協力による、見やすく分かりやすい 案内標識・表示等の設置検討	継続
備考	—		

### (3) 交通安全特定事業

施設名	(信号機等)	事業主体	公安委員会 (熊谷警察署)
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者等に対応した信号機等の改良は、生活関連経路のほぼ全箇所ですべて完了しています。</li> <li>・今後は、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応式、待ち時間表示、歩車分離式信号機など、更なる信号機の改良等の見直しを行うとともに、違法駐車等の排除及び取締りを継続的に実施していきます。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	信号機	信号機の新設及び改良 (音響機能、青時間延長、待ち時間表示機能等の付加)	継続
	案内	見やすくわかりやすい標識・標示の整備	継続
	道路	道路管理者と連携したコミュニティ道路等の形成事業の検討	継続
		エスコートゾーンの老朽度確認、再整備	継続
	市役所入口交差点	音響式信号機の音量調整	短期
	熊谷駅南口交差点	押しボタン式信号機のボタン位置の点検・改良	短期
	筑波交差点	平面横断する歩行者への指導	継続
	心のバリアフリー	歩道上の違法駐車に対する警告・指導取締りの強化	継続
関係機関と連携した違法駐車排除の広報・啓発活動の推進		継続	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波交差点における歩道橋の改修または撤去、交差点改良については、交差点に集中する交通の分散や合意形成等の条件が整った段階で、関係機関と対応を検討します。</li> </ul>		

### (4) 建築物特定事業

本基本構想で位置づけた生活関連施設の建築物については、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準やガイドライン、埼玉県福祉のまちづくり条例、本構想で位置づけたバリアフリー整備方針を踏まえバリアフリー化を図ります。

各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築等費用の確保など困難な場合もあることから、建築主等の理解と協力を得ながら、個別協議により事業を進めていくこととします。

### (5) 路外駐車場特定事業

本基本構想で位置づけた生活関連施設の建築物については、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準、埼玉県福祉のまちづくり条例、本構想で位置づけたバリアフリー整備方針を踏まえバリアフリー化を図ります。

各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築等費用の確保など困難な場合もあることから、建築主等の理解と協力を得ながら、個別協議により事業を進めていくこととします。

## (6) 都市公園特定事業

## ①中央公園

施設名	中央公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口や園路のバリアフリー化は図られています。</li> <li>・今後は、多機能トイレの利用方法等について検討します。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	一般トイレ	スロープ設置などによるトイレ前の段差の解消	検討中
		多機能トイレの設置	検討中
		外側からトイレ出入口周辺の照明の設置	検討中
	休憩施設	ベンチの増設	検討中
案内	園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内板への改修	短期	
備考	—		

## ②荒川公園

施設名	荒川公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口のバリアフリー化は図られています。</li> <li>・今後は、主要な園路の舗装整備について検討します。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	出入口	溝幅の細かいグレーチングへの改善	短期
	園路	平坦で固くしまっていて滑りにくい路面への改善	検討中
		主要出入口からトイレまでの園路に視覚障害者誘導用ブロックの設置	検討中
		グラウンド出入口の段差解消	検討中
		十分な幅員の確保（120 cm以上）	検討中
	休憩施設	壊れたベンチの改善	短期
		ベンチの増設	検討中
	水飲み場	水飲み場周辺の床面の改善	短期
	案内	正面出入口への公園名称表示の設置	短期
正面出入口における園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内板の設置		検討中	
その他	児童館のスロープの設置	短期	
備考	—		

### ③万平公園

施設名	万平公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口や園路のバリアフリー化は図られています。</li> <li>・多機能トイレ等の整備、平成25年度に園内の広場及び遊具等の再整備を実施しています。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	公園名称表示の設置 園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内板の設置	短期 検討中
備考	—		

### ④東公園

施設名	東公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口や園路はバリアフリー化されています。また、多機能トイレが整備され、園内のバリアフリー整備は概ね完了しています。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内板の設置	検討中
備考	—		

### ⑤宮町公園

施設名	宮町公園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口や園路はバリアフリー化されています。また、多機能トイレが整備され、園内のバリアフリー整備は概ね完了しています。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	案内	園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内板の設置	検討中
備考	—		

⑥星溪園

施設名	星溪園	事業主体	熊谷市
施設の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口のバリアフリー化は図られています。</li> <li>・今後は、熊谷市指定文化財名勝の価値を損ねることがない範囲内でバリアフリー整備を検討します。</li> </ul>		
事業	項目	事業内容	実施時期
	園路	主要な園路における平坦で固くしまっていて滑りにくい路面への改善（※1）	中期
		主要な園路における段差への注意喚起（※2）	長期
	トイレ	屋内への多機能トイレの設置（※3）	長期
	休憩施設	ベンチの増設（※1）	長期
案内	園内施設やバリアフリー経路について分かりやすい案内板を設置	中期	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊谷市指定文化財名勝であることから、文化的価値を構成する回遊式庭園、池、樹木、砂利、石造物等の環境維持を前提としたバリアフリー化対策が必要となります。</li> <li>※1 主要な園路における平坦で固くしまっていて滑りにくい路面への改善やベンチの増設については、美観の維持を前提としたうえでどのような対応方法があるか検討します。</li> <li>※2 樹木や砂利によって主要な園路に段差が生じていますが、美観の構成要素であることから、段差への注意喚起の方法について検討します。</li> <li>※3 屋内への多機能トイレの設置については、屋内に入るためのスロープ整備も含めて対応を検討します。</li> </ul>		

(7) その他の事業

施設名	—	事業主体	熊谷市
事業	項目	事業内容	実施時期
	公共サイン	重点整備地区内の公共サイン整備計画の策定	短期
備考	—		

## 4-6 重点整備地区における今後の課題

### (1) 熊谷駅周辺の交通体系の検討

現在の正面口駅前広場には、ピーク時には1時間あたり30本のバス利用があり、さらにタクシーや送迎の一般車が集中することで、駅前広場や熊谷停車場線の混雑が朝夕の時間帯で発生しています。

東口駅前広場や南口駅前広場への一般車の誘導と共に、駅周辺の交通体系を全般的に見直し交通の分散化を図ることで、ゆとりある歩行空間の確保や筑波交差点における交通集中の緩和の実現と共にバリアフリー化を一体的に推進していく必要があります。

### (2) 自転車通行環境の更なるネットワーク化

自転車の歩道通行により、視覚障害者の白杖の折損事故や背後からの通行が予測しにくい聴覚障害者との接触の危険性などがこれまでの道路空間検討の過程でも指摘されています。バリアフリー化を推進する重点整備地区内の生活関連経路においては、歩行者と自転車が安全に通行できるような自転車通行環境の整備を進めていく必要があります。

また、自転車の移動距離は、歩行者の移動を想定した生活関連経路の範囲よりも広いため、連続性に留意しつつ、熊谷市都市環境改善基本計画の中で位置づけられた自転車通行環境形成路線も考慮し、安全な歩行者・自転車通行空間の確保のため更なるネットワーク化を図っていく必要があります。

### (3) 民間事業者に対するバリアフリー化推進の働きかけ

本基本構想の策定にあたっては、旧基本構想で事業を位置づけた公共交通事業者、道路管理者、公安委員会に加え、商業施設や金融機関等の多くの民間事業者に協力いただきました。

今後も継続的に民間事業者に対するバリアフリー化の推進を働きかけていくとともに、施設のバリアフリー化について積極的に取り組んでいただいた事業者の方々に対して取組を対外的に評価できるような仕組みなどを検討していきます。

## 第5章 全市的なバリアフリー化に向けた取組

全市的なバリアフリー化に向け、重点整備地区基本構想の実現とあわせて目標年次（平成32年度）までに市が主体的となって推進するソフト施策及びハード施策の取組を示します。

### 5-1 ソフト施策の実施

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性及び安全性向上の促進を図るためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要であると定めています。

本市では、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者・子育て世代等への理解促進など心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取組を推進するとともに、だれもが支障なく情報の提供・入手・交流ができる社会を目指した情報のバリアフリー化に向けた取組などを推進していきます。

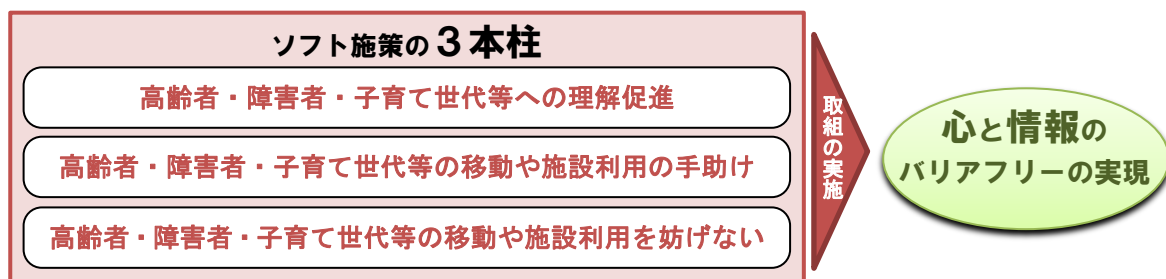


図13. ソフト施策の考え方

#### (1) 高齢者・障害者・子育て世代等への理解促進に向けた取組

##### ① 小中学校における心のバリアフリー教室の実施

高齢者・障害者・子育て世代等を含む多様な人々の存在を互いに理解し支え合う心のバリアフリーを広く普及するためには、子どものうちからバリアフリーの心を育み、具体的に行動することの重要性を知ることが望まれます。

現在、市内の小中学校では、道徳の時間に公平さや差別に関する授業を行っています。また、一部の学校では、アイマスクや車いすなどの疑似体験・介助体験や、障害当事者を講師に招き講演会などを実施しています。

今後は、小中学生を対象とした更なる心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、「心のバリアフリー教室」の実施を推進していきます。

## ②従業員等の接遇向上に向けた研修の実施

高齢者・障害者・子育て世代等が安全・快適に施設利用できる環境を実現するためには、施設のバリアフリー整備とあわせて、相手をもてなし思いやる心を持った適切な対応や必要な介助を提供することが重要です。

本市では、NPO法人との連携を図りながら、市内における公共交通事業者や施設管理者等の従業員等の接遇向上に向けて、施設側の心構えや接遇に関する知識・技術を伝える場として研修等を働きかけていきます。

## ③市政宅配講座との連携

本市では、「市政宅配講座」を実施しており、市民の方々に聴きたい内容を116の講座メニューから選んでいただき、市職員等が講師となって指定した場所へ出向きお話しするといったサービスを提供しています。

平成25年度の市政宅配講座メニューには、「交通バリアフリー」や「福祉体験教室」などを盛り込んでおり、今後もこういった取組と連携したバリアフリーの普及・啓発活動を推進していきます。

## (2) 高齢者・障害者・子育て世代等の移動や施設利用の手助けに向けた取組

### ①バリアフリーに関する情報提供

市内の各施設におけるバリアフリー整備にあわせて、その情報を利用者等に十分に周知する必要があります。

本市では、バリアフリー整備に関する情報や、バリアフリーマップの作成等の「バリアフリーに関する情報提供」を実施していきます。

### ②手話通訳派遣事業の周知

本市では、聴覚障害者の方々が日常生活または社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣する「手話通訳派遣事業」を社会福祉協議会と協力して実施しています。

この事業を更に活用していただけるよう、内容や手続き等に関する周知活動を推進していきます。

### ③ベビーカーマークの普及・啓発

国土交通省では、ベビーカーの利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカーマークやベビーカー利用への理解・配慮を促すポスターの作成並びに普及活動を行っています。

本市では、ユニバーサルデザインの観点から、子育て世代や妊産婦等を対象とした外出環境の整備（子育てバリアフリー）に関する取組を推進しており、ベビーカーマーク等の普及・啓発についても積極的に推進していきます。



### (3) 高齢者・障害者・子育て世代等の移動や施設利用を妨げないための取組

#### ① 放置自転車対策の強化

歩道上に自転車や原動機付自転車（50cc以下）などを放置することによって、歩道がふさがれ、歩行者の通行の妨げとなります。特に、障害者やベビーカー利用者等にとっては大変危険な障害物となり、車いす使用者が通行できなかつたり、視覚障害者誘導用ブロック上に放置したことで目の不自由な方が転倒する事故などが発生しています。

本市では、既に放置自転車対策を講じていますが、今後更に取組を強化するとともに、自転車利用マナーの向上に向けた啓発活動を推進していきます。

#### ② 安全な歩行空間を阻害する行為の禁止

歩道上への商品のはみ出し陳列や自動販売機・看板等の設置など、安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為は法律で禁止されています。

道路管理者等とも連携し、商品・看板等の歩道上不法占用物の防止に対する啓発活動を推進していきます。



イラスト出典：国土交通省関東運輸局 「こころのバリアフリー」ガイドブック

## 5-2 ハード施策の実施

### (1) 都市基盤整備とあわせたバリアフリー化の実施

熊谷駅周辺重点整備地区は、特定事業等の実施により地区内のバリアフリー化が順次進んでいきますが、本基本構想の基本理念や目標を実現していくためには、全市的にバリアフリーに関する取組を広めていく必要があります。

今後、土地区画整理事業等の開発行為や道路・都市公園の再整備など都市基盤整備を実施する際には、本基本構想の考え方に則ったバリアフリー整備を推進していき、市内のバリアフリー環境の底上げを図ります。

また、旧基本構想で重点整備地区の位置づけがあった籠原駅周辺地区についても、関連する土地区画整理事業の進捗にあわせて道路等のバリアフリー整備を実施していきます。

### (2) 公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の実施

重点整備地区に指定されなかった地域や、地区内で事業が位置づけられなかった施設等においても、各施設設置管理者は、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例等の法令や基準等に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずる必要があります。

市内の公共建築物が新設または改築される際には、上記の法令や基準等に基づく整備を実施していきます。また、既存の建築物についても可能なかぎりバリアフリー化に努めます。

## 第6章 バリアフリー化の推進

本基本構想の実現にあたっては、事業実施の適切な管理及び事業の質の確保のみならず、実施した事業のフォローアップが必要となることから、特定事業計画の策定（Plan）、事業実施（Do）、事後評価（Check）、改善（Action）といったPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な取組（スパイラルアップ）を推進するための仕組みを設けます。

### 6-1 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

バリアフリー法に基づく基本構想の作成後、特定事業に位置づけられた特定事業者は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画<sup>17</sup>）を作成し、事業を実施することがバリアフリー法で義務づけられています。

また、特定事業計画作成時には、基本構想を作成した市町村や他の関係事業者への意見照会、高齢者や障害者等の意見反映を行う努力義務が課せられています。

本市では、基本構想の実現に向けて、市民、利用者と関係事業者等が連携・協力してバリアフリー化を推進していくとともに、熊谷駅周辺重点整備地区における特定事業者等は、関係者との十分な意見交換を行ったうえで平成26年度中に特定事業計画を作成することとします。

また、特定事業計画作成後は、基本構想の基本理念や目標に則った特定事業が実施されるように、定期的に事業の進捗状況の調査を行うとともに、関連する情報の提供や関係者間の連絡調整をする場を設けることで、段階的かつ継続的な事業の推進に努めます。

<sup>17</sup> 特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、路外駐車場管理者等が作成する路外駐車場特定事業計画、公園管理者等が作成する都市公園特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業計画、建築主等が作成する建築物特定事業計画がある。

## 6-2 基本構想の推進・管理体制

本市では、基本構想の基本理念や目標に則ったまちの実現に向けて、基本構想作成後に「熊谷市バリアフリー推進協議会」を設置し、基本構想の推進・管理を行います。

推進協議会では、特定事業計画の作成状況や事業の実施状況を把握し、事業実施後の点検と改善策等について関係事業者の取組に助言・提案するとともに、必要に応じて特定事業等の見直しや追加を検討する場とし、基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指します。

なお、事業の実施状況については、基本構想策定後は年1回の事業進捗状況調査を実施するとともに、平成29年度には推進協議会を中心に基本構想の中間評価を行い、必要に応じて特定事業計画の見直し等を行い、目標年次である平成32年度までの基本構想の実現に向けて取り組んでいきます。また、目標年次以降は、基本構想の最終評価を行うとともに、必要に応じて籠原駅周辺地区やその他地区における重点整備地区の設定等について検討していきます。

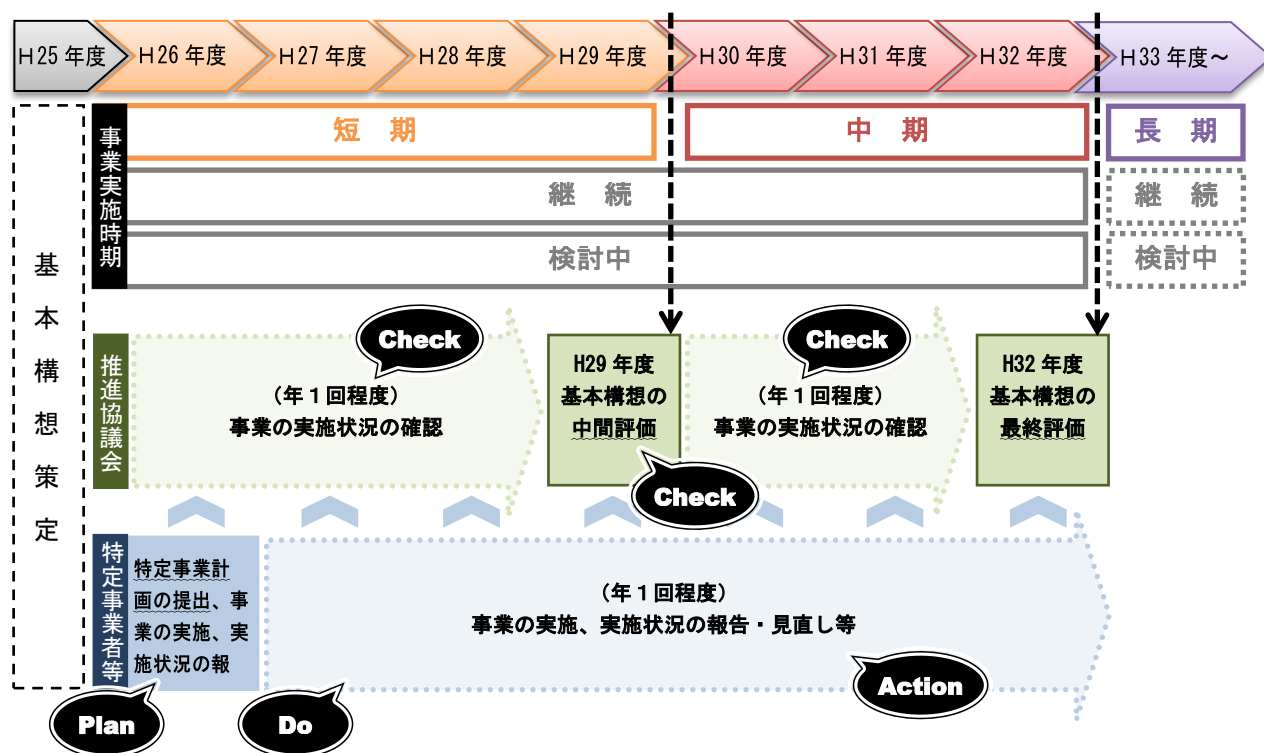


図14. 目標年次までのながれ

## 6-3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、バリアフリー化を促進するために、市民、事業者、地方公共団体それぞれに責務を課しています。

本市では、基本理念や目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進していきます。

表13. 熊谷市における市民・事業者・行政の役割と責務

		役 割	責 務
市 民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等への理解促進</li> <li>・ 高齢者、障害者等の施設利用の妨げとなる視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪や車いす使用者駐車施設への駐車禁止</li> <li>・ 高齢者、障害者等移動及び施設利用への積極的な手助け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深める。</li> <li>・ 高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用を確保することに積極的に協力する。</li> </ul>
事業者	特 定 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業計画の作成及び事業の実施</li> <li>・ 事業の実施状況の報告</li> <li>・ 高齢者、障害者等の意見の事業への反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、必要な措置を講じるよう努める。</li> </ul>
	全 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設のバリアフリー整備の推進</li> <li>・ 高齢者、障害者への適切な情報提供</li> <li>・ 心のバリアフリーに関する取組の実施</li> </ul>	
行 政		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業計画の作成状況や事業の実施状況の把握</li> <li>・ 円滑な事業実施に係る情報提供</li> <li>・ 事業者間の連絡調整の場の設置</li> <li>・ 高齢者、障害者等と特定事業者の意見交換の場の設置</li> <li>・ 心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組の普及・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進のための施策の内容について必要な措置を講じることでスパイラルアップを図る。</li> <li>・ 広報・啓発・教育活動等を通じて、心のバリアフリーに関する市民の理解を深めるとともに、関係者の連携及び市民の協力を求めるよう努める。</li> <li>・ 地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や、市民の理解を深めるための広報活動などの必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。</li> </ul>



# 付 属 資 料

# 付属資料

## 付一 熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に基づく移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、法第26条第1項に基づく熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本構想の作成に関する事項
- (2) その他移動等の円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、法第26条第2項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者及び障害者団体等を代表する者
- (3) 商工関係団体を代表する者
- (4) 公共交通事業者
- (5) 公安委員会を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 熊谷市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。



(部会)

第7条 協議会の会議に付議すべき事項を事前に調整し、協議会の円滑な運営を推進するため、協議会に部会を設置する。

2 部会は、会長の指名する委員又は市長が任命する関係部署の職員(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、協議会の会長又は副会長の職にある者を充てる。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

1 この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

## 熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿 (敬称略)

	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
会 長	立正大学	名誉教授	山口 雅功	学識経験者
副会長	一般社団法人 日本建築学会 関東支部埼玉支所	幹事	若林 祥文	学識経験者
委 員	特定非営利活動法人 熊谷市身体障害者福祉会	会長	片岡 善生	利用者代表
委 員	熊谷若草親の会	会長	海老原武雄	利用者代表
委 員	熊谷地区みのり会	副会長	木村 英子	利用者代表
委 員	熊谷市視覚障害者福祉協会	会長	岡田ひろみ	利用者代表
委 員	熊谷市ろう者協会	会長	岩田 恵子	利用者代表
委 員	特定非営利活動法人 自立生活センター「遊T Oピア」	事務局長	高橋 美香	利用者代表
委 員	熊谷市長寿クラブ連合会	会長	小川 松次	利用者代表
委 員	熊谷市自治会連合会	副会長	出井 哲司	利用者代表
委 員	NPO法人子育てネットくまがや	代表理事	大崎 幸恵	利用者代表
委 員	ひまわりの会	代表	船橋 由美	利用者代表
委 員	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	企画室長	飯塚 英之	公共交通事業者
委 員	秩父鉄道(株)	施設課長	黒田 浩	公共交通事業者
委 員	国際十王交通(株)	営業部次長	神原 正夫	公共交通事業者
委 員	朝日自動車(株)	常務取締役	高橋 直樹	公共交通事業者
委 員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	会長	須藤 正秋	公共交通事業者
委 員	熊谷市商店街連合会	副会長	石川 雅雄	建築物事業者
委 員	熊谷商工会議所	常議員	大澤 康克	建築物事業者
委 員	埼玉県老人福祉施設協議会	大里支部	岩田 英夫	建築物事業者
委 員	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	所長	真田 晃宏	道路事業者
委 員	埼玉県熊谷県土整備事務所	所長	吉田 学	道路事業者
委 員	埼玉県熊谷警察署	署長	平井 俊雄	交通安全事業者
委 員	熊谷市総合政策部	部長	篠木 英郎	
委 員	熊谷市福祉部	部長	関口 和佳	
委 員	熊谷市建設部	部長	田所 隆雄	
委 員	熊谷市都市整備部	部長	藤原 清	

## 熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会市民部会名簿 (敬称略)

	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	立正大学	名誉教授	山口 雅功
利用者代表	特定非営利活動法人 熊谷市身体障害者福祉会	会長	片岡 善生
	熊谷若草親の会	会長	海老原武雄
	熊谷地区みのり会	副会長	木村 英子
	熊谷市視覚障害者福祉協会	会長	岡田ひろみ
	熊谷市ろう者協会	会長	岩田 恵子
	特定非営利活動法人 自立生活センター「遊T.O.ピア」	事務局長	高橋 美香
	熊谷市長寿クラブ連合会	会長	小川 松次
	熊谷市自治会連合会	副会長	出井 哲司
	NPO法人 子育てネットくまがや	代表理事	大崎 幸恵
	ひまわりの会	代表	船橋 由美
熊谷市	福祉部長寿いきがい課	課長	斉藤 彰
	福祉部障害福祉課	課長	長島留美子
	福祉部保育課	課長	鶴田 敏男

## 熊谷市バリアフリー基本構想策定協議会事業者部会名簿 (敬称略)

	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	一般社団法人 日本建築学会 関東支部埼玉支所	幹事	若林 祥文
公共交通事業者	東日本旅客鉄道(株)高崎支社企画室	室長	飯塚 英之
	秩父鉄道(株)鉄道部施設課	課長	黒田 浩
	国際十王交通(株)営業部	次長	神原 正夫
	朝日自動車(株)	常務取締役	高橋 直樹
	熊谷地区構内営業タクシー協議会	会長	須藤 正秋
建築物事業者	熊谷市商店街連合会	副会長	石川 雅雄
	熊谷商工会議所	常議員	大澤 康克
	埼玉県老人福祉施設協議会大里支部	支部長	岩田 英夫
道路事業者	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所交通対策課	建設監督官	宮崎 和義
	埼玉県熊谷県土整備事務所道路環境部	部長	長谷部進一
交通安全事業者	埼玉県熊谷警察署交通課	課長	桑島 正彦
熊谷市	総合政策部企画課	課長	持田 浩一
	建設部道路課	課長	笠原 邦彦
	建設部維持課	課長	江原 一人
	都市整備部公園緑地課	課長	羽鳥 豊
	都市整備部建築審査課	課長	大島 勝
	都市整備部都市計画課	課長	松葉 茂夫

# 熊谷市バリアフリー基本構想（案）

---

平成26年2月

発行／熊谷市

企画・編集／熊谷市 都市整備部 都市計画課